

### ③ 情報公表

# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九條の二第一項(大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一條の二第一項、専門職大学院設置基準第六條の三第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八條の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三條の二第二項、第九十九條第三項及び第百八條第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四條の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。  
二～四(略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第九條第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。  
イ～へ(略)
  - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。  
チ～又(略)

# □学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

## 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第172条の2第1項関係）

### ① 大学の教育研究上の目的に関する事。 （第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

### ② 教育研究上の基本組織に関する事。 （第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

### ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 （第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する事を確認できるという点に留意すること。

### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。 （第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

### ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。 （第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

- ⑥ **学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）**  
これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ **校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）**  
その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ **授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）**  
その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ **大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）**  
その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）
- (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）
- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を「規則」、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	・学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする	・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 ・入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※) ・入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※) (※)必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。 (学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：基準第32条	・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	学位の取得状況	・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする	・学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数 ・当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力 関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号	・学位授与履歴を収集
	学生の成長実感・満足度	・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする	・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況	・学生へのアンケート調査を通じた収集

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの</p> <p>進路の決定状況等の卒業後の状況等（進学率や就職率等）</p>	<p>・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</p>	<p>・学位プログラム毎の以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>・学生の主な就職先</li> <li>・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>・学生の主な進学先</li> </ul> <p>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先</p> <p>(卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」</p>	<p>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</p> <p>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</p>
<p>修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率</p>	<p>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</p> <p>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</p>	<p>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合</p> <p>(公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査」</p>	<p>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</p>
<p>学修時間</p>	<p>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</p>	<p>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況</p> <p>(各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：基準第21条</p>	<p>・学生へのアンケート調査を通じた収集</p> <p>(※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> <p>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</p> <p>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</p>

	情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>
	アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>
	語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <p>資格取得や表彰等の状況</p>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・ 上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・ 上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul>
<p>卒業生に対する評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>
<p>卒業生からの評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・ 進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>



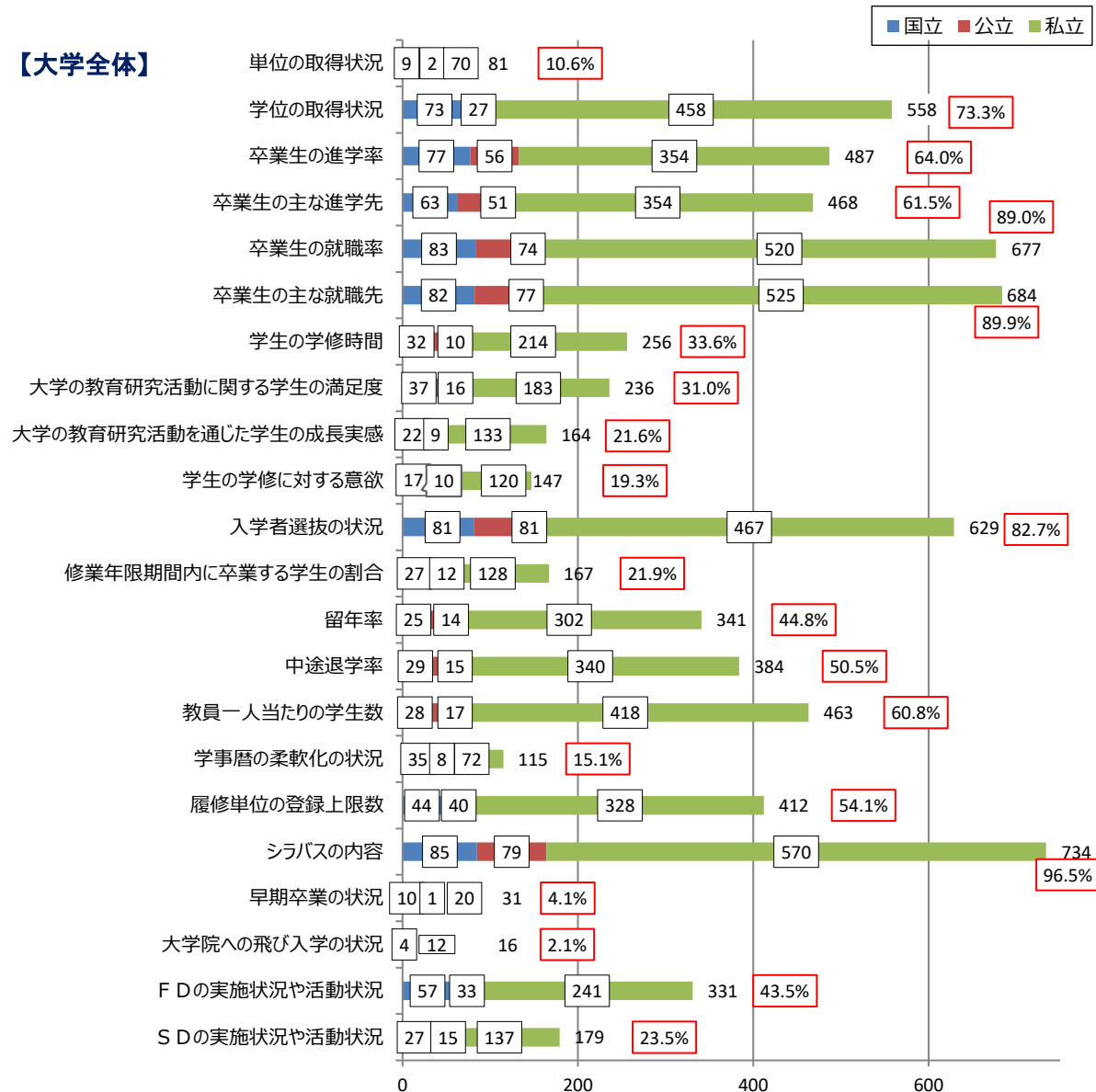
(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの 入学者選抜の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試情報の収集</li> </ul>
教員一人あたりの学生数	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・T A（ティーチング・アシスタント）・R A（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）</li> </ul>
学事暦の柔軟化の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦に関する学内規定の確認</li> </ul>
履修単位の登録上限の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など） （各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第27条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内規定の確認</li> </ul>
授業の方内業シラバスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい） （カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内におけるシラバス作成に関する方針の確認</li> <li>電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集 144</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>早期卒業や大学院への飛び入学の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴の収集</li> </ul>
	<p>FD・SDの実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	<p>GPAの活用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul>
	<p>カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの活用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul> <p>145</p>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>・ 学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>・ ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul>
	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>
	教学 I R の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学 I R について適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学として実施している教学 I R の主な内容（分析事例の紹介や、教学 I R をきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>・ 教学 I R を担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>・ 教学 I R に関する学内規則 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>

# 公表を行った教育研究活動等の情報



# 海外の情報公開の状況①（米国）

## 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

### （1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)）が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

The screenshot shows the College Navigator search interface. On the left, there are search filters for 'Name of School' (with 'california los' entered), 'States' (with 'All Professions' selected), 'ZIP Code', 'Miles from', 'Programs/Majors', 'Level of Award' (Certificate, Bachelor's, etc.), and 'Institution Type' (Public, Private non-profit, etc.). A red circle highlights the search filters, with an arrow pointing to the text '名称, 州, 学位課程 などから検索'. The main content area displays details for the University of California, Los Angeles, including general information, campus setting, student population, and various services. A red circle highlights the 'Expand All - Collapse All' link, with an arrow pointing to the text '12の共通項目（一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など）'.

12の共通項目（一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など）

College Scorecardのページ（例）

The screenshot shows the College Scorecard website displaying a comparison of four universities. The data is summarized in the following table:

University	Average Annual Cost	Graduation Rate	Salary After Attending
Georgetown University	\$30,580	94%	\$90,100
George Washington University	\$33,837	81%	\$67,100
Catholic University of America	\$35,188	68%	\$55,800
American University	\$36,480	81%	\$59,200

Red annotations on the screenshot include: '平均年間経費' (Average Annual Cost), '卒業率' (Graduation Rate), '卒業後の平均給与' (Salary After Attending), and '学費・経費' (Tuition and Expenses). A red circle highlights the 'Average Annual Cost' and 'Graduation Rate' bars for Georgetown University, with an arrow pointing to the text '12の共通項目（一般的な情報, 学費・生活費等, 経済的支援, 入学状況, 中退・卒業率, 分野ごとの学位取得状況, 運動部活動, 第三者評価の結果, キャンパスの安全, 学費の支払状況など）'.

（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』,文部科学省,p43



## 海外の情報公開の状況②（英国）

### 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

#### （2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE : Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS : Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS : National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA : Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

Unistatsのページ（例）

	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報
Your Measures	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Course コース		BA (Hons) International Politics Full time	× BA (Hons) Law Full time	× BA (Hons) Politics Full time
Location		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
全体的に教育の質に満足している学生の割合	Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%	94%
教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合	The teaching on my course	Staff are good at explaining things	100%	91%
教員の説明が興味を抱かせると感じる学生の割合	Staff have made the subject interesting	100%	83%	94%
知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合	The course is intellectually stimulating	97%	85%	97%
優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合	My course has challenged me to achieve my best work	83%	74%	85%

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015),『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版, p 45

## 第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

### 5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

#### （1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

## 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p>基準2 内部質保証</p> <p>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	<p>○ 学校教育法施行規則 第172条の2</p> <p>● 私立学校法 第63条の2</p> <p>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6</p>
大学改革支援・学位授与機構	<p>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</p> <p>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<p>● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用)</p> <p>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</p> <p>● 私立学校法 第47条第2項</p>
日本高等教育評価機構	<p>基準5. 経営・管理と財務</p> <p>領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</p> <p>基準項目5-1(経営の規律と誠実性)</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<p>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</p> <p>● 私立学校法 第47条第2項</p>
大学・短期大学基準協会	<p>基準IV リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</p> <p>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<p>● 私立学校法 第47条第2項</p>
大学教育質保証・評価センター	<p>基準1 基盤評価: 法令適合性の保証</p> <p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。</p> <p>※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	<p>※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。</p>

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)



# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

# 大学ポートレートの概況

## 令和3年度参加状況（令和3年8月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全98校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,108校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	83校 (84.7%)	12校 (85.7%)	590校 (95.5%)	282校 (97.9%)	3校 (75.0%)	1,056校 (95.3%)

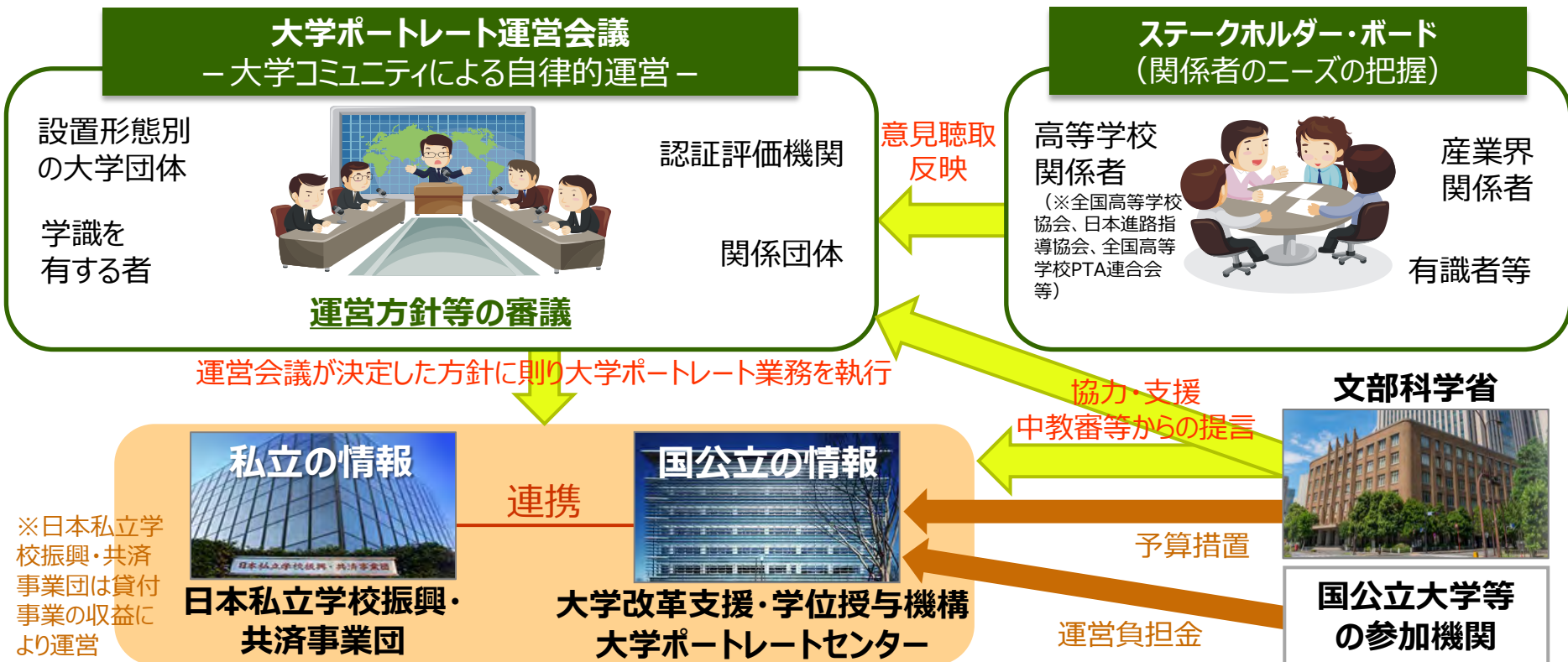
## 令和2年度公表画面アクセス数

年	月	ページビュー合計
令和 2年度	4月	349,119
	5月	349,479
	6月	386,264
	7月	409,423
	8月	479,038
	9月	445,078
	10月	425,255
	11月	339,132
	12月	365,408
	1月	474,495
	2月	539,848
	3月	590,426

令和2年度の月平均アクセス数：429,414  
 （参考）前年度の月平均アクセス数：427,778

# 大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。



# 取組状況—公表画面・公表項目①

## 【国内版】トップページ・国公私共通検索画面

<https://portraits.niad.ac.jp/>

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

# 取組状況—公表画面・公表項目②

## 【国内版】 国公立版 公表項目

(令和2年度)

### 大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	大学の連絡先
	大学の種類
	本部所在地
	設立年
	総学生数
	総教員数
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部、研究科の名称 その他の学内組織の名称 ※
キャンパス一覧	キャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か
評価結果 学生支援	認証評価及びその他の評価の結果
	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	障害者支援
課外活動	就職・進路選択支援
	クラブ活動の状況 ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

※印は公表が任意とされている項目です。

### 学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	修業年限
	取得可能な学位
	教育課程の特色 ※
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学修の成果に係る評価の基準 卒業・修了認定の基準 転学部等の可否、費用負担 専攻分野
資格	取得できる資格
入試	入学者数
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※
	入学者の構成（入試方法別） ※
	実施している入試方法 障害のある入学志願者に対する合理的配慮

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※ 教員の構成（年齢別） ※
学生	収容定員
	学生数 学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※ その他の学生数 ※
	編入学定員
	編入学者数
キャンパス	学部・研究科等のキャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境 学生寮
費用及び経済的支援	授業料
	入学金
	その他の徴収費用
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用
	高等教育の修学支援新制度 奨学金 授業料減免
進路	卒業者数・修了者数
	卒業・修了者の構成（職業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	進学者数、就職者数
	卒業・修了後の進路



# 取組状況—公表画面・公表項目③

## 【国内版】私学版 公表項目（令和2年度）

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイトを運営

### 「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	卒業者・修了者数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学生情報	入学者数
	収容定員
	在籍者数
教員情報	教員組織
	教員数
	外国人教員数
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
	法人情報

### 「学部等」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的
	カリキュラム
	教育方法
学部等での学び	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	卒業者数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	学費
	経済的支援
入試・学生情報	入試情報
	転学・編入学
	入学者数
	収容定員
	在籍者数
	その他の学生数
教員情報	編入学者数
	教員組織
	教員数
基本情報	外国人教員数
	概要
	設置学科（専攻）一覧（大学のみ）
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

## ④ その他

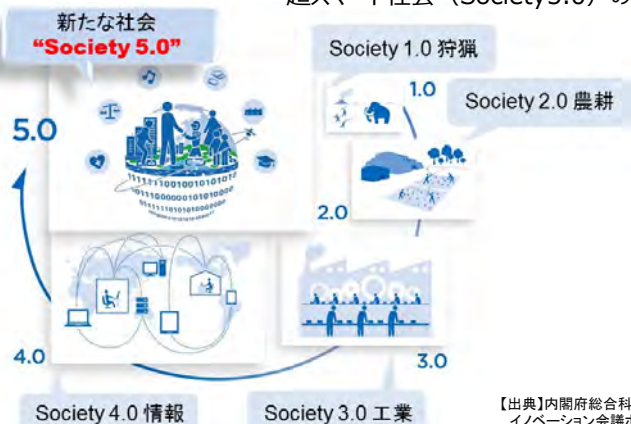
(社会状況の変化)



# 2040年頃の社会の姿

## Society 5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。

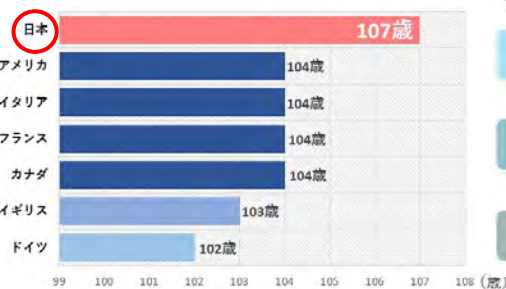


【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

## 人生100年時代

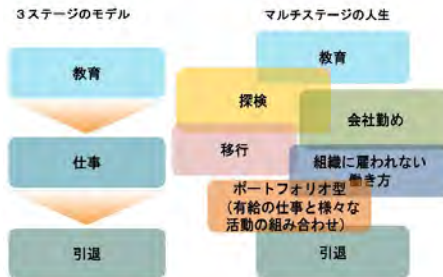
世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



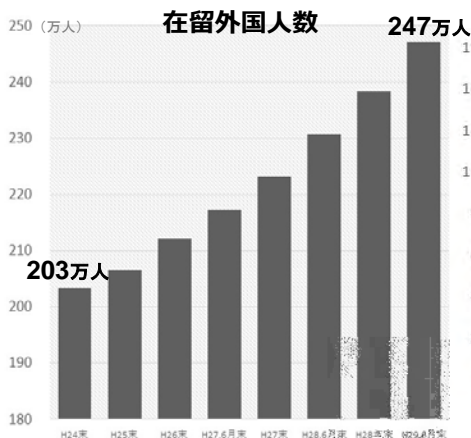
【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

3ステージではなくマルチステージの人生

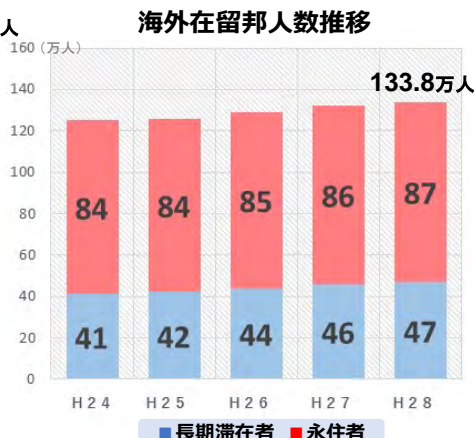


## グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)

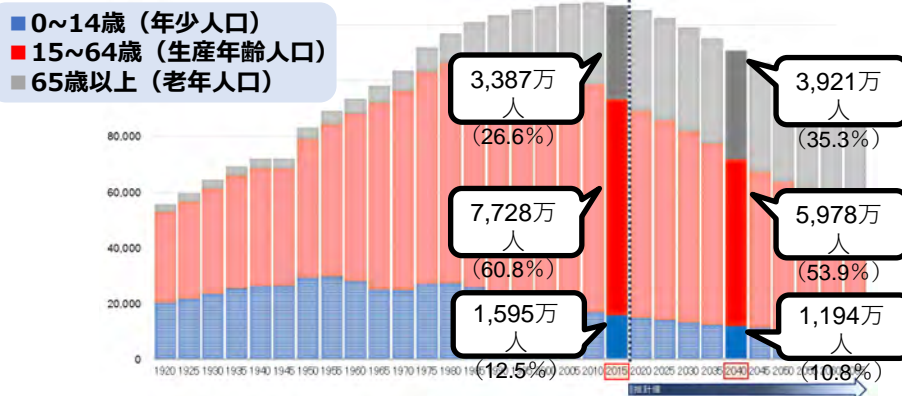


【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

## 人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。

140,000 (千人)

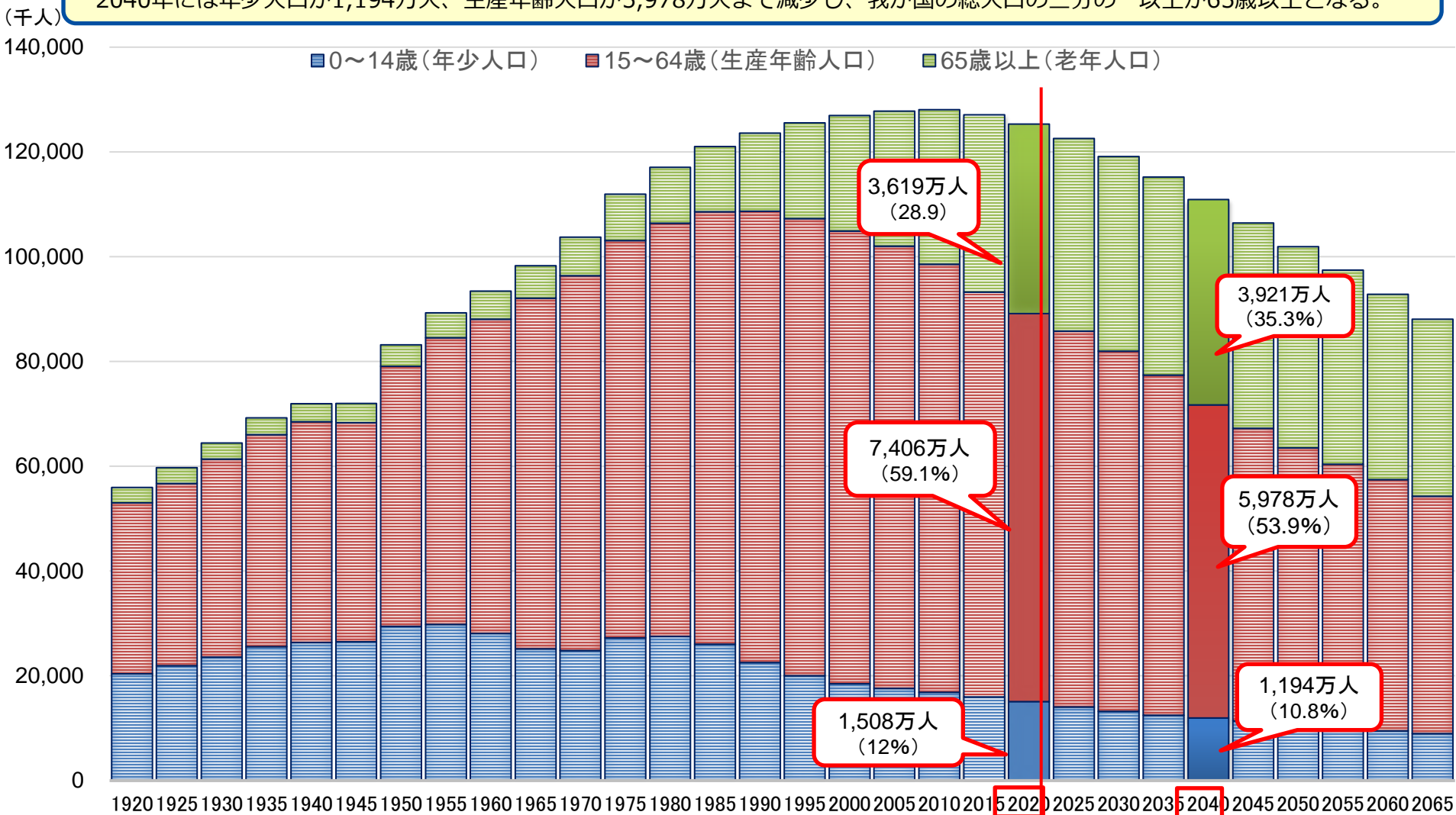


※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



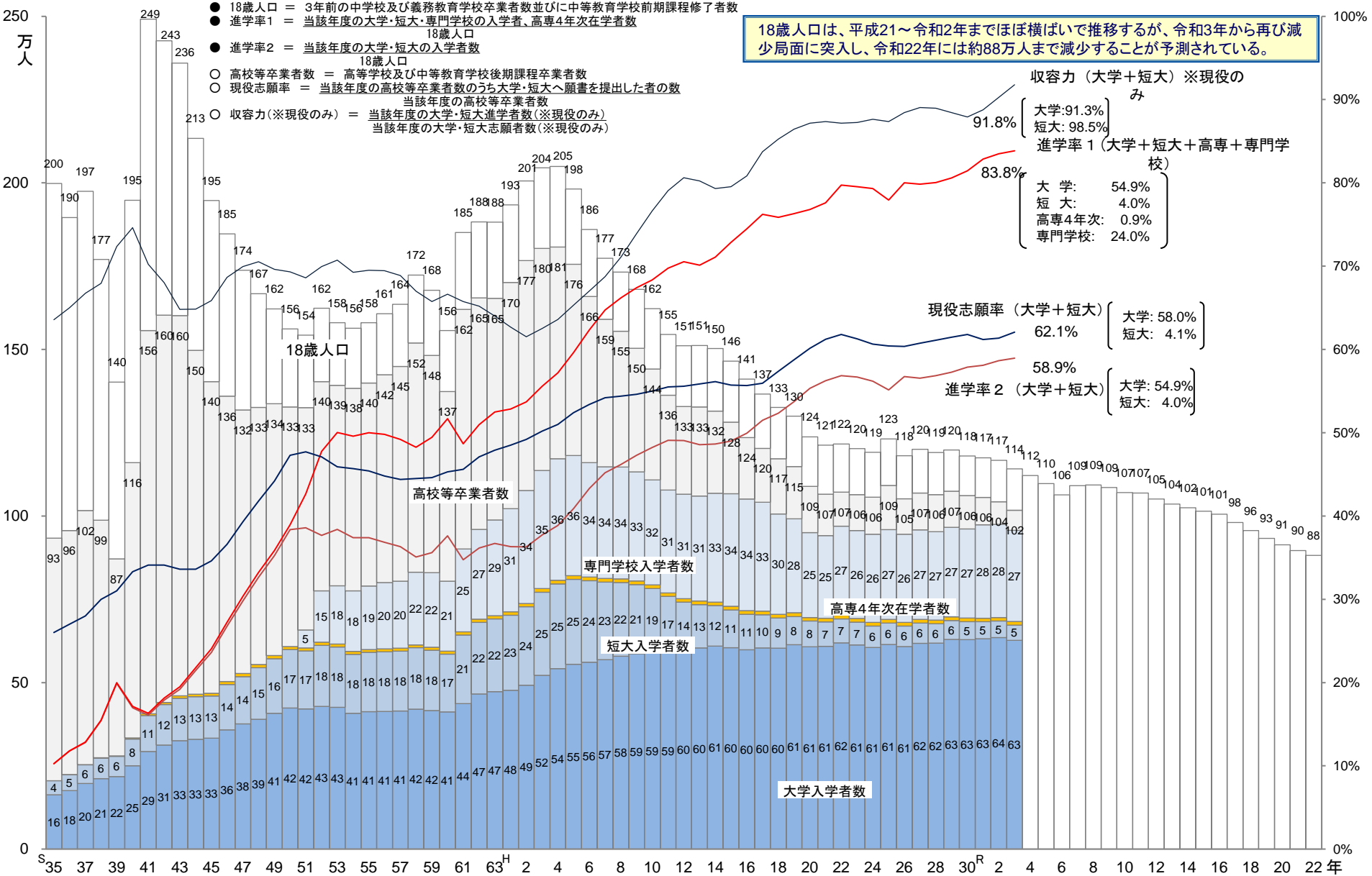
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。

1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典)1920年～2015年:「人口推計」(総務省)、2020年～2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典：文部科学省「学校基本統計」。令和16～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

## マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 + 社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証+集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

(定員管理)



# 定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

## ○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学			短期大学	高等専門学校
	4000人以上		4000人未満		
大学規模（収容定員）	4000人以上			4000人未満	
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満		
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

## ○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

## ○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

## 第8回質保証システム部会における関連する主な意見

(質保証のための制度と政策手段としての制度)

○定員管理には、質保証のための教育環境の確保の話と、もう少し幅広いファンディングやマーケットの話があることを共通認識として持った上で議論したほうがいいのではないか。

○入学定員と私学助成とのリンクは、制度の問題と政策の問題と分けられる部分もあるのではないか。

(弾力化・柔軟化の方向性)

○定員管理の弾力化・柔軟化、すなわち、入学定員ベースから収容定員ベースに、単年度から複数年度での管理に、学部・学科単位から大学単位の管理にというふうに移行すること自体には賛成。

(単年度から複数年度の平均へ、入学定員から収容定員に)

○学部単位の入学定員から大学単位での収容定員で行うということ、それから、単年度ではなくて複数年度の平均を見ることにしてほしい。

○入学定員と文科省による私学助成とがリンクされているということが、一番大きな問題。私学としては、学部ごとではなく大学全体で、入学定員ではなく収容定員で評価してほしい。

○1点刻みの入試からの脱却のため、一番大きな足かせになっている入学定員の厳格な管理を考え直していただきたい。

(学部学科単位から大学単位に)

○大学における教育は、学部単位ではなく各学部が連携した教育、あるいは、学年横断的な教育へ移行しているので、入学定員だけ学部単位で発想するのはやめ、大学単位にしてほしい。

○大学全体で定員を管理する場合、教員の専門性の確保は別の論点として挙げる必要がある。

○学部から大学全体の定員管理にすることを考える場合には、担当する大学教員の専門性をどう保証していくのか、ST比をどう考えるのかといった課題を議論すべき。

○定員の学部単位から大学単位へというのは、大学運営の柔軟性という意味ではすごくいい。だが、学部間で定員未充足・超過があり、大学全体としては定員通りということで本当にいいのか。

○大学単位で定員管理をする場合、定員に対する教員数を考えたとき、学位の質保証とつながるのか。教員をあちこちに異動させられるのであれば十分あり得る。

○定員管理を大学全体にすると、学科間の定員充足に偏りが出ることも想定されるため、ある程度きめ細かい確認は必要ではないか。全体がちょうど充足していればいいというやり方がまかり通るようになってはいけない。

# 定員管理の見直しの方向性(案)

令和3年7月7日  
第9回質保証システム部会配布資料

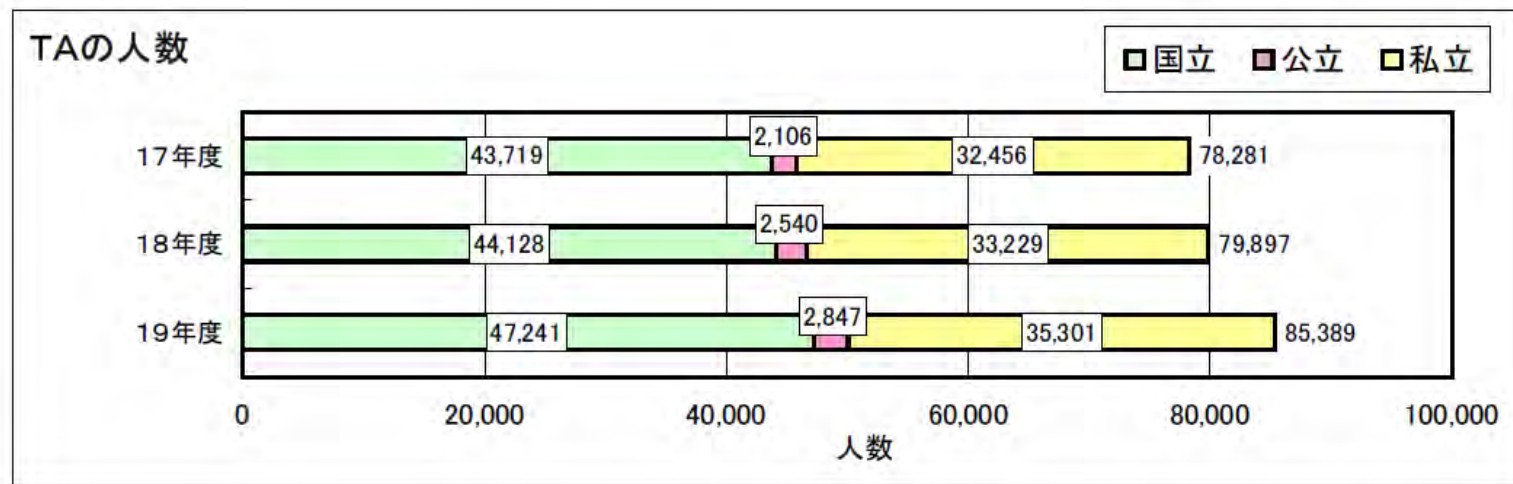
	事項	現状	課題	見直しの方向性	効果
法令及び運用	大学設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理。</li> <li>収容定員に応じ、専任教員数や校地校舎の面積等をそれぞれ算定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織に着目した規定となっており、プログラムを実施するための人員配置ではなく、組織を維持するための人員配置となりがち。</li> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の収容定員に基づく管理の在り方は維持しつつ、学部等連携課程制度の利活用を促進。</li> <li>※設置基準の関連規定（専任教員数や校地校舎の面積等）については上記観点も踏まえながら、今後、各個別論点で検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き学科・課程を単位とすることで、学位プログラムとしての教育の質を維持しつつ、柔軟な学部学科の編成を促進する。</li> </ul>
	設置認可審査（設置認可の単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容定員に応じ、設置基準に照らして専任教員数や校地校舎の面積等を審査することに加えて、学生確保の見通しも審査。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置基準の見直しの検討に合わせて対応。</li> </ul>	
政策上の取扱い	設置認可審査（定員超過の際の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部単位の平均入学定員超過率が一定値以上の場合には認可をしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均入学定員超過率を、平均「収容定員」超過率に見直し。</li> <li>その際、厳格な成績管理との両立を図る観点から、過年度在生学生を含めた質保証は別途検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より柔軟な学部学科の編成を可能とする。</li> </ul>
	経常費の配分等の財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立大学等経常費補助や国立大学運営費交付金において、学部単位・大学単位で収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等の措置を実施。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため、一部の受験生が不安定な状況に置かれている。</li> <li>毎年度大幅に基盤的経費が増減すると安定した大学経営や教育研究が困難になる可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源配分における算定の単位を、入学定員による単年度管理から収容定員による複数年度管理に見直し。（※定員管理は収容定員に一本化の上、教育の質の確保のための収容定員管理の厳格化を検討）</li> </ul>



(教育組織)

# ティーチング・アシスタント (TA) の活用状況

平成19年度は、総計85,389人がTAとして活用されている。TAの人数は年々増加しており、実験・実習・実技指導での活用が中心となっている。



出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

平成30年度は、大学全体の66.4%がTAを配置している。



出典: 文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

# URAの配置状況

○URAを配置している機関数

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	合計
H29年度	78	16	52	146
H30年度	79	22	68	169
R01年度	81	20	76	177
対前年度増減数	2	▲ 2	8	8

○URA配置人数



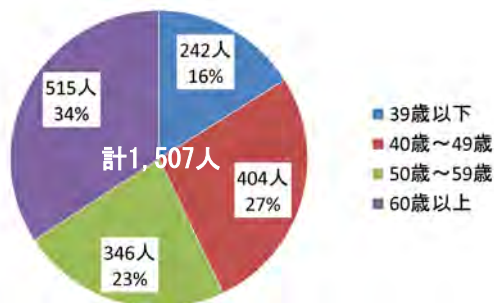
○URAの職務従事状況

主たる担当業務	プレ・アワード担当	ポスト・アワード担当	研究戦略推進支援担当	プレ・アワード及びポスト・アワード担当	プレ・アワード及び研究戦略推進支援担当	ポスト・アワード及び研究戦略推進支援担当	プレ・アワード、ポスト・アワード、研究戦略推進支援担当	教育プロジェクト支援担当	国際連携支援担当
従事人数	102人	54人	57人	138人	133人	18人	250人	7人	43人
主たる担当業務	産学連携支援担当	知財関連担当	研究機関としての発信力推進担当	研究広報関連担当	イベント開催関連担当	安全管理関連担当	倫理・コンプライアンス関連担当	その他(いずれにも該当しない場合)	計
従事人数	424人	173人	7人	33人	7人	8人	12人	41人	1,507人

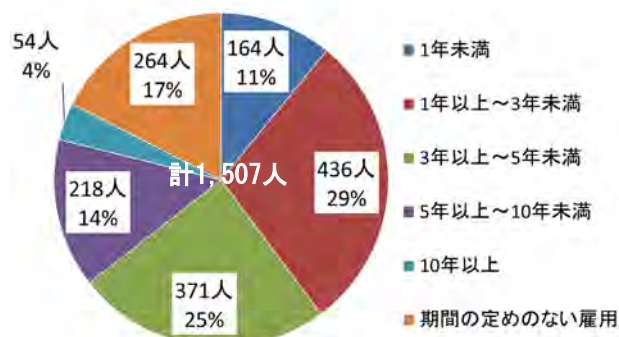
【語句説明】

- ・プレ・アワード業務とは、プロジェクトの企画から設計、調整、申請までを担う以下のような業務を指す。研究プロジェクト企画立案支援/外部資金情報収集/研究プロジェクト企画のための内部折衝活動/研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/申請資料作成支援
- ・ポスト・アワード業務とは、プロジェクト採択後の適正な運営に関する以下のような業務を指す。研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/プロジェクトの進捗管理/プロジェクトの予算管理/プロジェクト評価対応関連/報告書作成
- ・研究戦略推進支援とは、国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等以下のような業務を指す。政策情報等の調査分析/研究力の調査分析/研究戦略策定

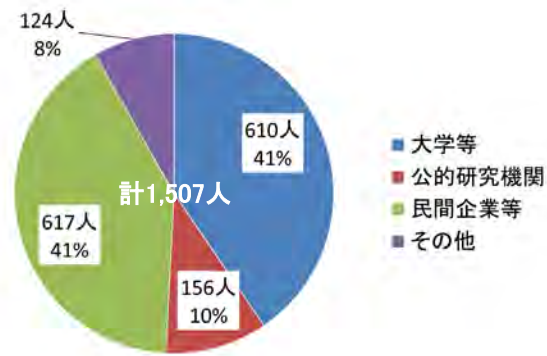
○「URAとして配置」と整理する者の年齢構成割合



○「URAとして配置」と整理する者の雇用期間別人数



○URAの前職（所属機関別）



# クロスアポイントメント制度の実施状況

## ○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

## ○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

### 1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

### 2. 自機関からの出向

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

## ○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への送出的実績数を指す。

### 【給与の上乗せの一例】



このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

注:クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

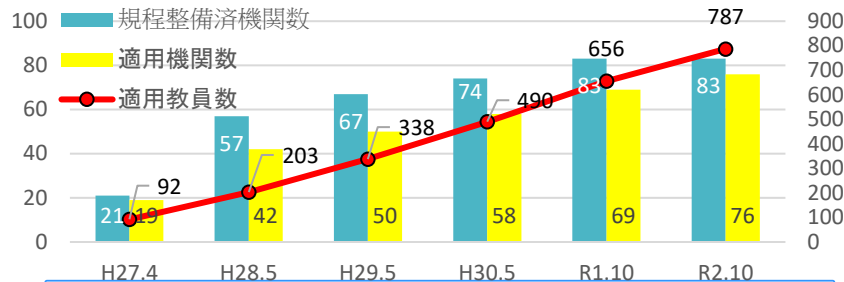
# 国立大学法人等におけるクロスアポイントメント制度の活用について

**クロスアポイントメント制度とは**、機関間の協定により、大学教員等が**それぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し**、それぞれの機関の責任の下、**必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの**。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

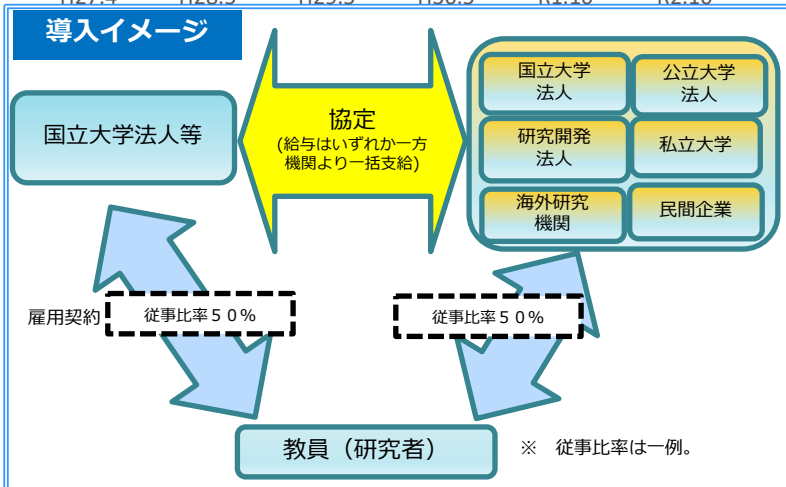
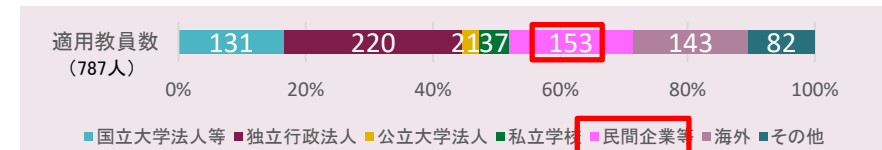
## 期待される効果

- ◇大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティーを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

## クロスアポイントメント制度適用教員等の推移



R2.10 協定機関別クロスアポイントメント制度適用者数



「在籍型外向」の形態により一方機関から一括で給与を支給することにより、研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、対応可能

## 特色ある取組例

### 【大阪大学の取組】

産業界との連携を一層推進するため、企業とのクロアポを締結できるような制度を整備。クロアポを活用した大学教員の企業への派遣や企業研究者の受入れなど、企業との共創や女性研究者への多様なキャリアパス提供に資する取組は、全国的なリーディングケースとなっている。

- ・平成29年4月より、(株)小松製作所との間でクロスアポイントメント協定を締結 大学80%・(株)小松製作所20%の勤務割合で、工学研究科教授を小松製作所に派遣し、建設鉱山機械に関する研究を実施
- ・平成29年4月より、ダイキン工業(株)とのクロスアポイントメント協定を締結 ダイキン工業(株)90%・大学10%の勤務割合で、ダイキン工業の研究職を工学研究科助教として受入れ、睡眠に関する研究を実施

### 【鹿児島大学の取組】

クロスアポイントメント制度を活用し、民間企業からサイバーセキュリティに関する専門家を特任教授として採用。民間企業のノウハウを生かして学内の情報セキュリティ強化に向けた取組を実施。

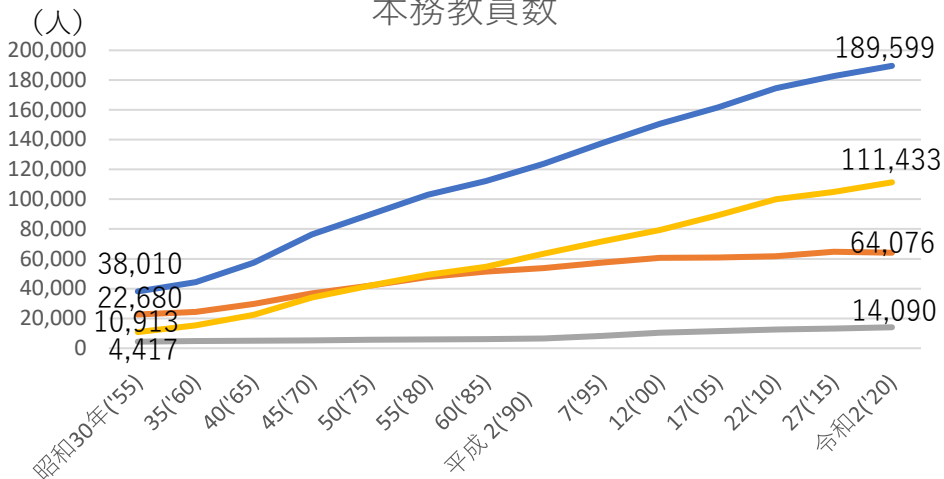
- ・平成28年4月より、(株)ラックとのクロスアポイントメント協定を締結 (株)ラック30%、大学70%の勤務割合で、サイバーセキュリティ戦略室長として総合的戦略の確立や最新の技術動向等の調査、インシデントへの対応業務のほか学生への教育活動にも従事

# 教員に関するデータ①

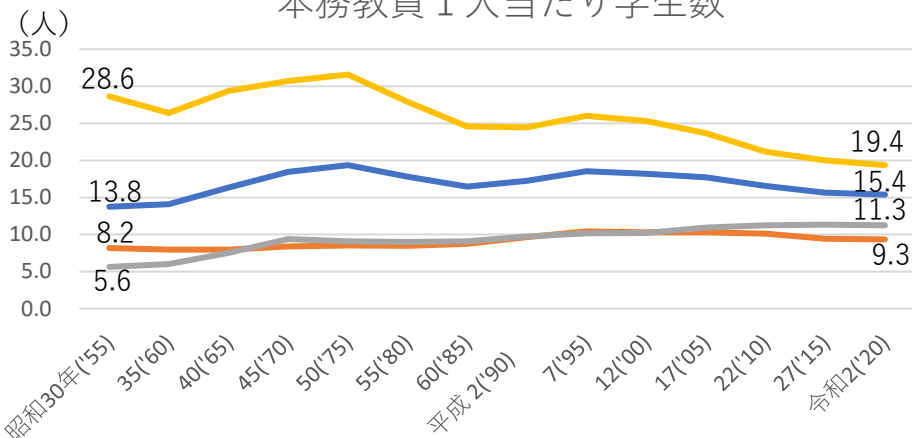
大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。

計 国立 公立 私立

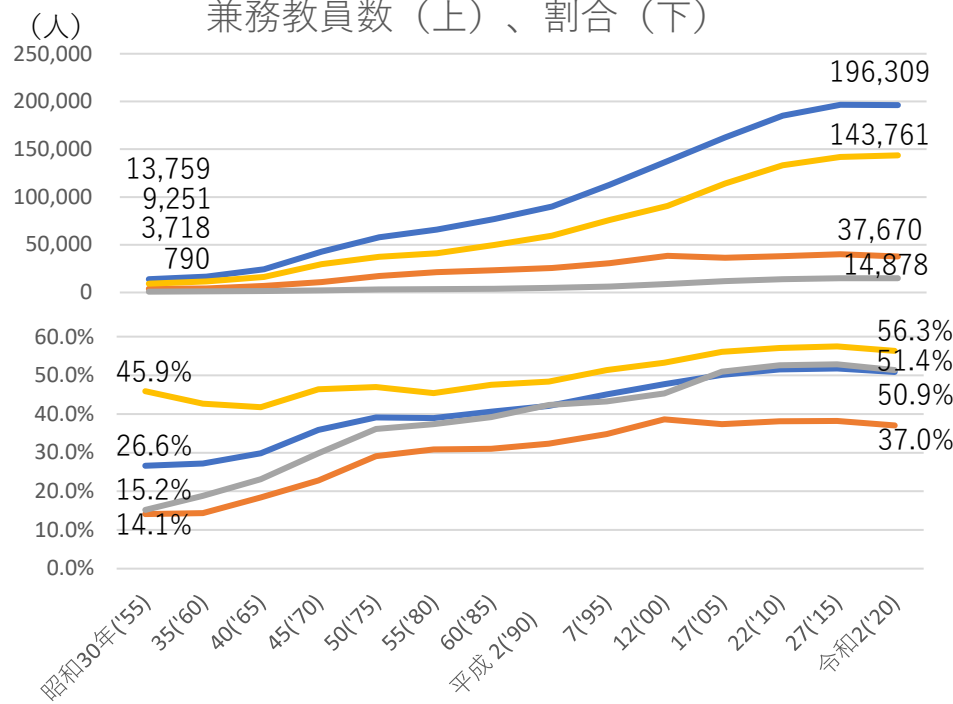
## 本務教員数



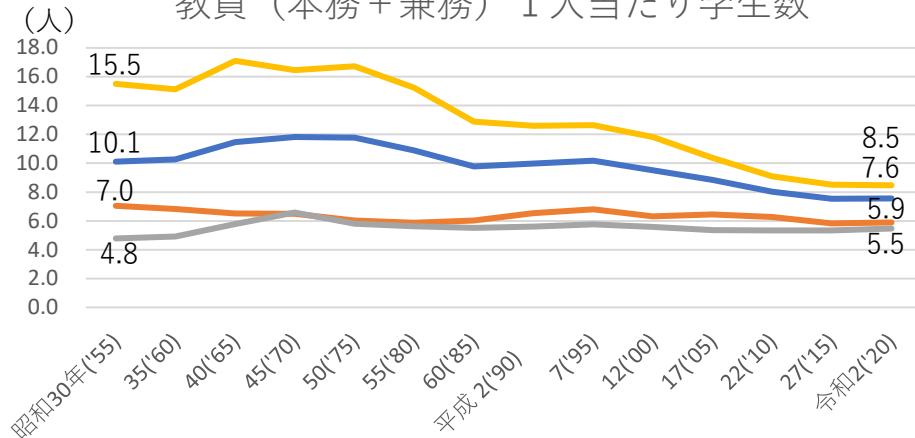
## 本務教員1人当たり学生数



## 兼務教員数（上）、割合（下）



## 教員（本務+兼務）1人当たり学生数



出典：学校基本調査（5月1日時点）

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

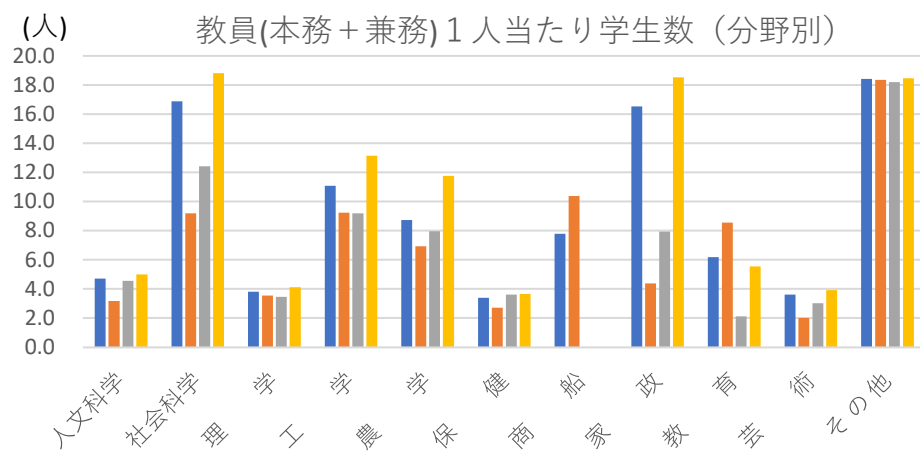
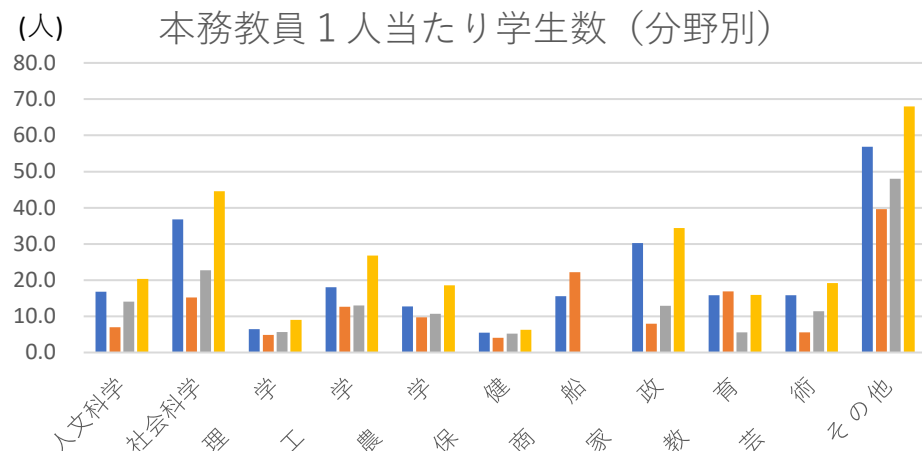
兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」



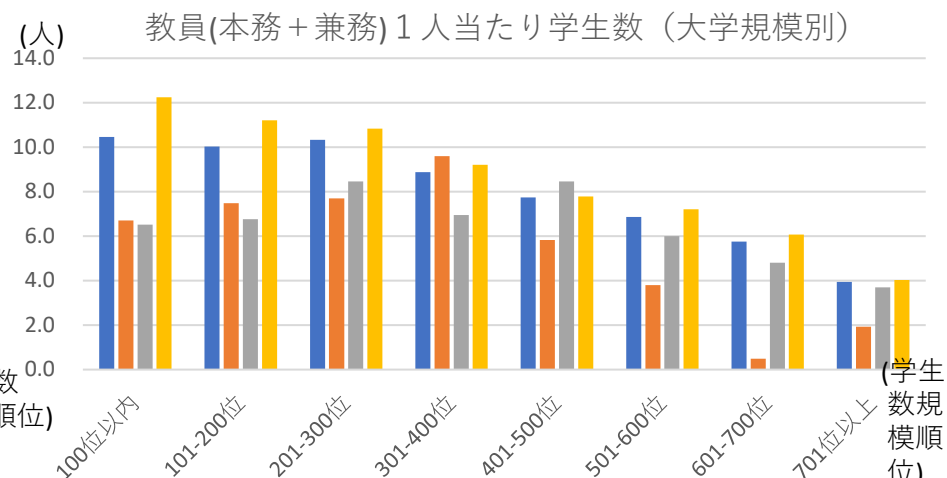
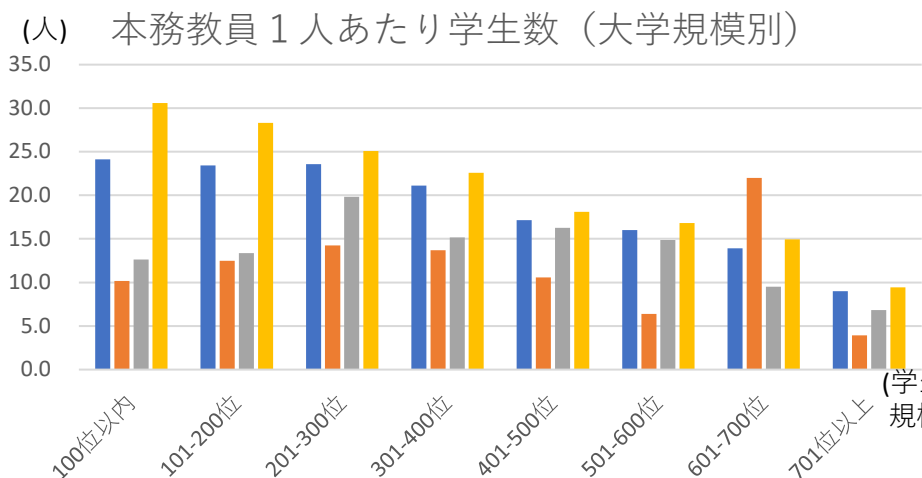
# 教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で 1 人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員 1 人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど 1 人当たり学生数が多い傾向が見られる。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成  
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」  
 兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

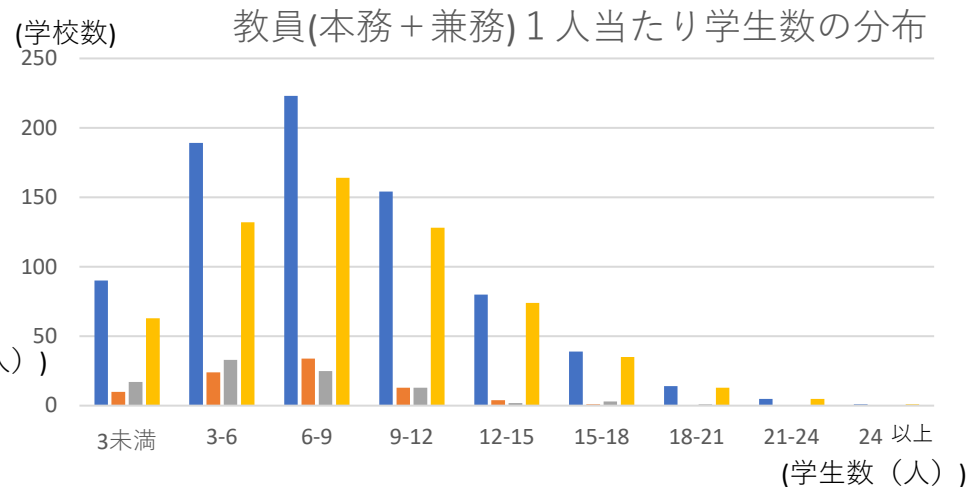
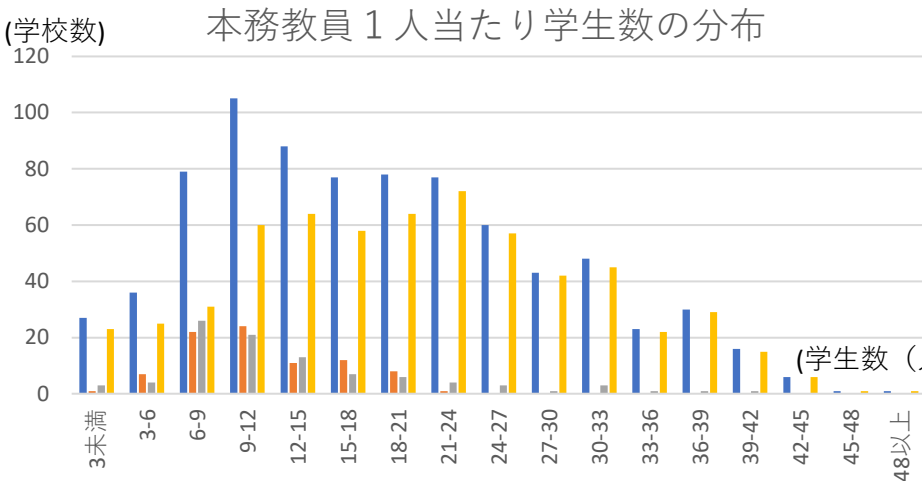
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

注）100位(7,567人) 200位(4,388人) 300位(2,523人) 400位(1,659人) 500位(1,189人) 600位(792人) 700位(436人)

# 教員に関するデータ②

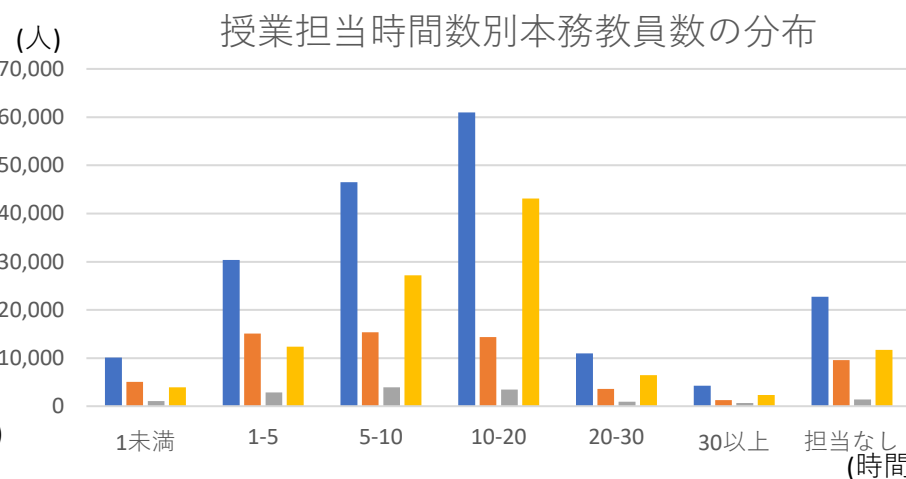
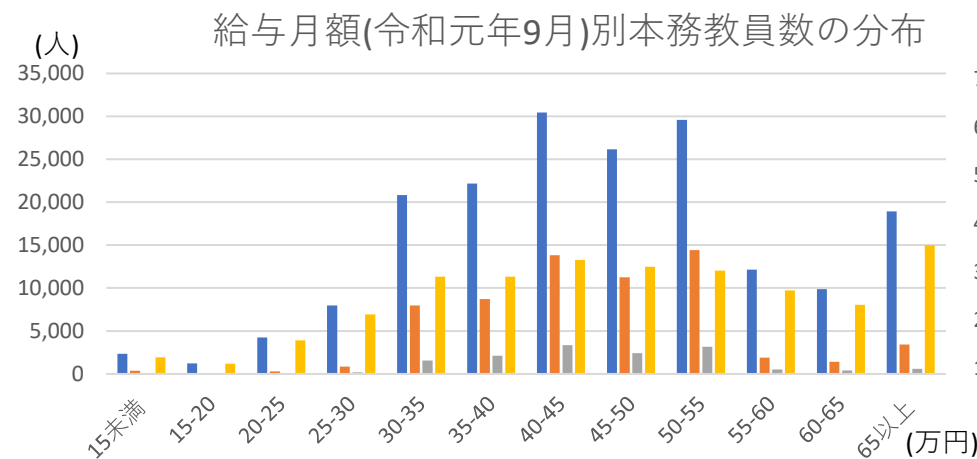
- 本務教員 1 人あたり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成

注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）

注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」



## 【参考】大学設置基準及び過去の設置認可審査上の専任教員の取扱い

### ○ 大学設置基準の規定

第12条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

※ 設置認可審査において個々の教員の資格審査を通じて専任性の確認が行われており、各大学にとって、実務家教員含めどのような教員であれば専任教員として扱うことができるかは設置審での審査を待つ必要がある。  
(届出設置の場合は設置審での審査は無い)

※ 大学設置基準は、学部等（教育課程毎）に必要な最低専任教員数を規定しているものであり、各大学で実際に雇用されている教員数とは一致しない。

○ 過去の設置認可審査における教員の専任性を確認する際の運用上の考え方として、以下の要件のいずれかに該当するかを確認し、該当ある場合は更なる情報や説明を要求して、個々に確認・審査を行っていた。

・年間担当単位数8単位未満かつ月額報酬20万円未満

・大学以外の業務の従事日数が週3日以上

・月額報酬10万円未満

(・大学以外の業務に従事する者が、当該大学における専任教員全体の半数程度以上を占めているもの)

○ 専門職大学では、専任教員の4割以上が実務家教員である必要があり、そのうち半数以内は、みなし専任教員（年間6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者 ※専門職大学院では年間4単位以上）が認められている

## ■専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

# 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）①

「(1) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。」

## 「【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。」

「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。」

（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年中央教育審議会答申）） 178

## 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）②

「大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

このため、各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、下記3. ①に示すとおり、アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。」

（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」  
（平成26年中央教育審議会答申））

「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。

（「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年中央教育審議会答申））

「○同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。」

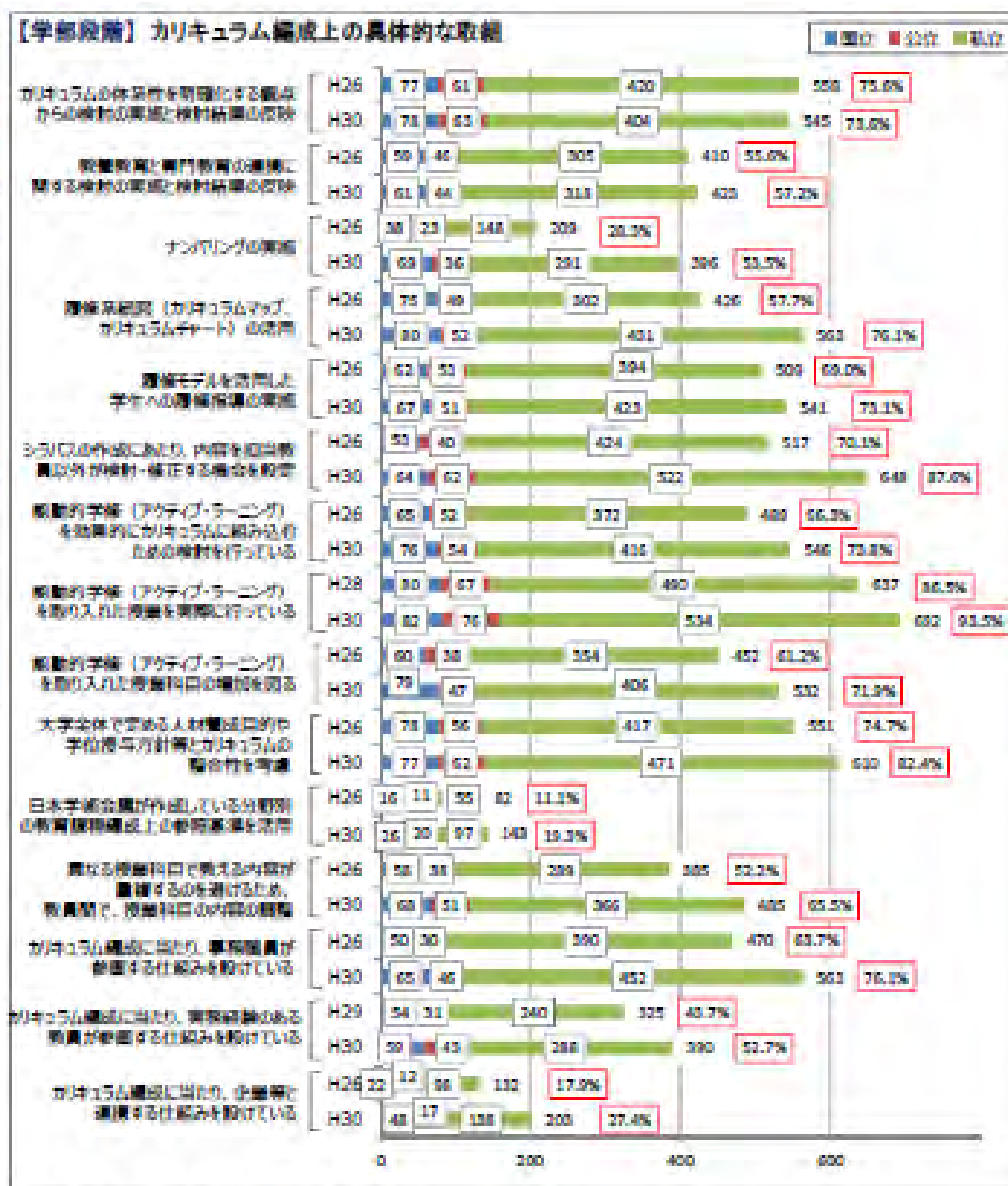
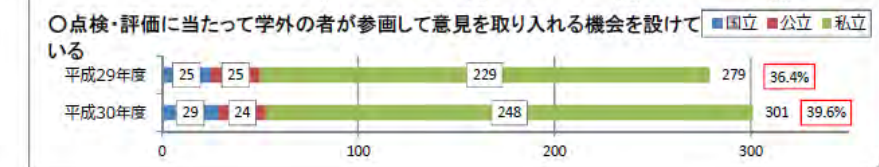
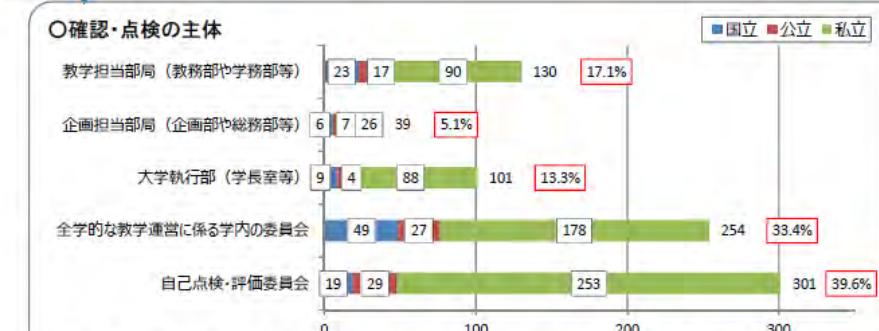
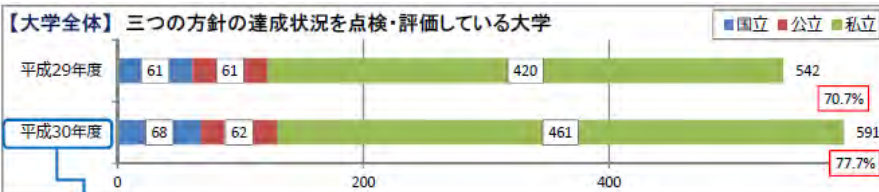
（「教学マネジメント指針」（令和2年大学分科会）） 179



## 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）③

- 「○ 学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題であると考えられている。
- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成30年度時点では約半数にすぎない。
- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の濃い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考えられる。」
- 「○ コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。」
- 「○ 学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である
- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。」

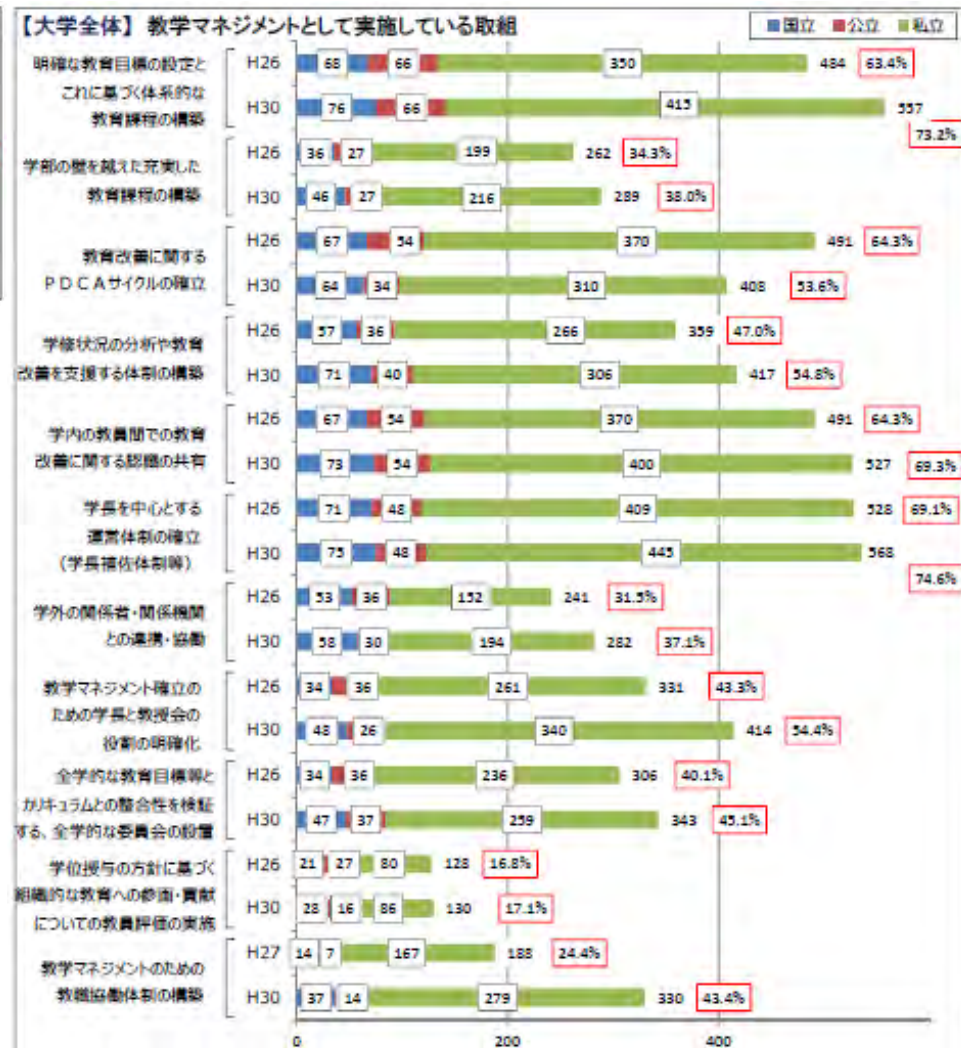
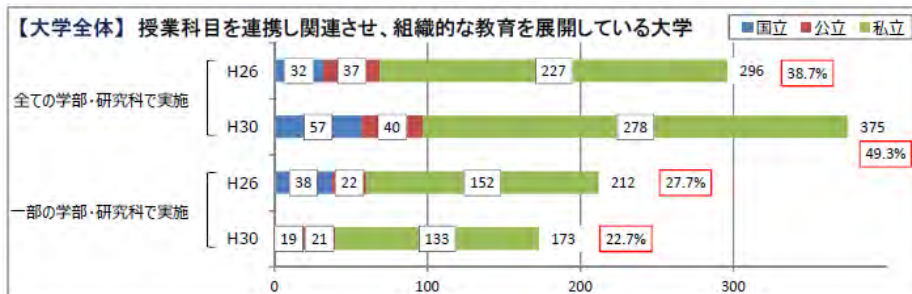
# 組織的・体系的な教育改善に関するデータ



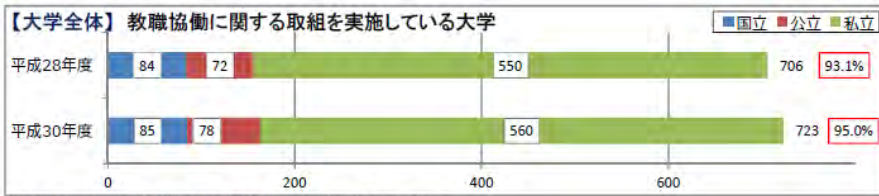
【※】大学院のみを設置する大学は母数に含まない。



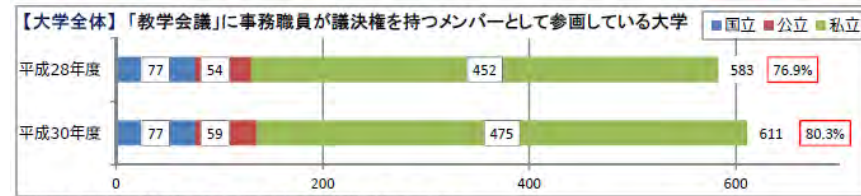
# 組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



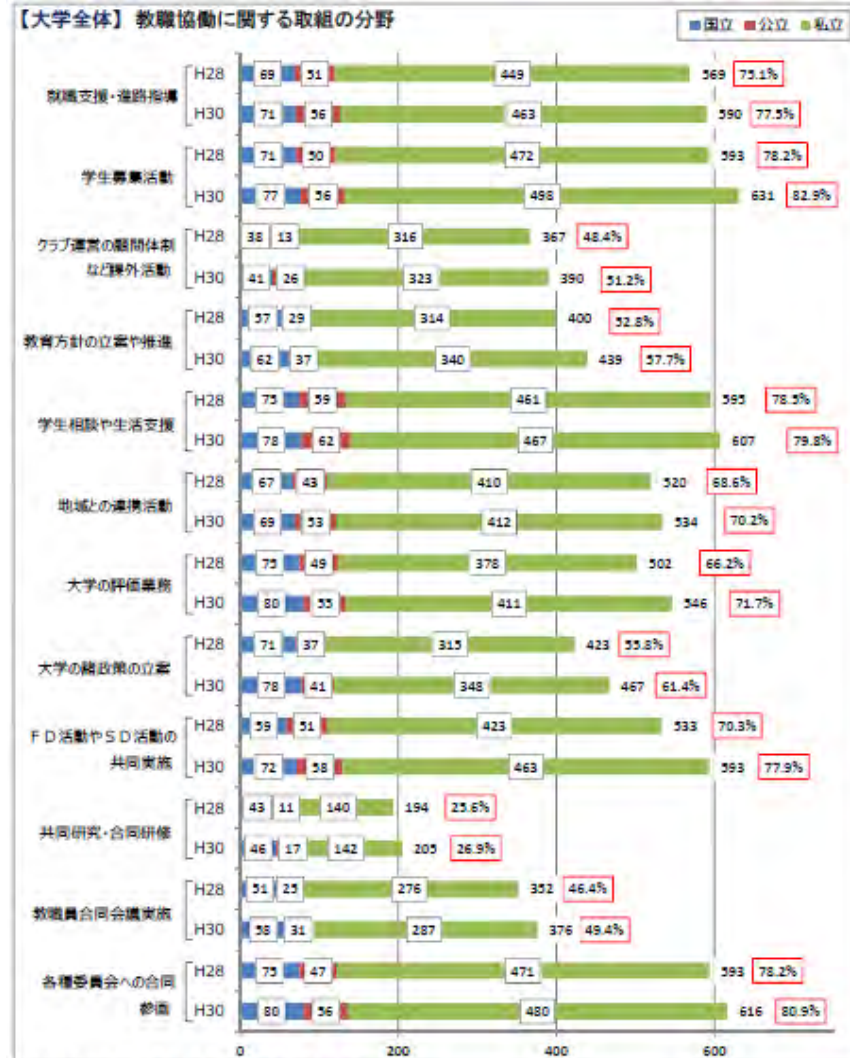
# 教職協働の取組状況に関するデータ



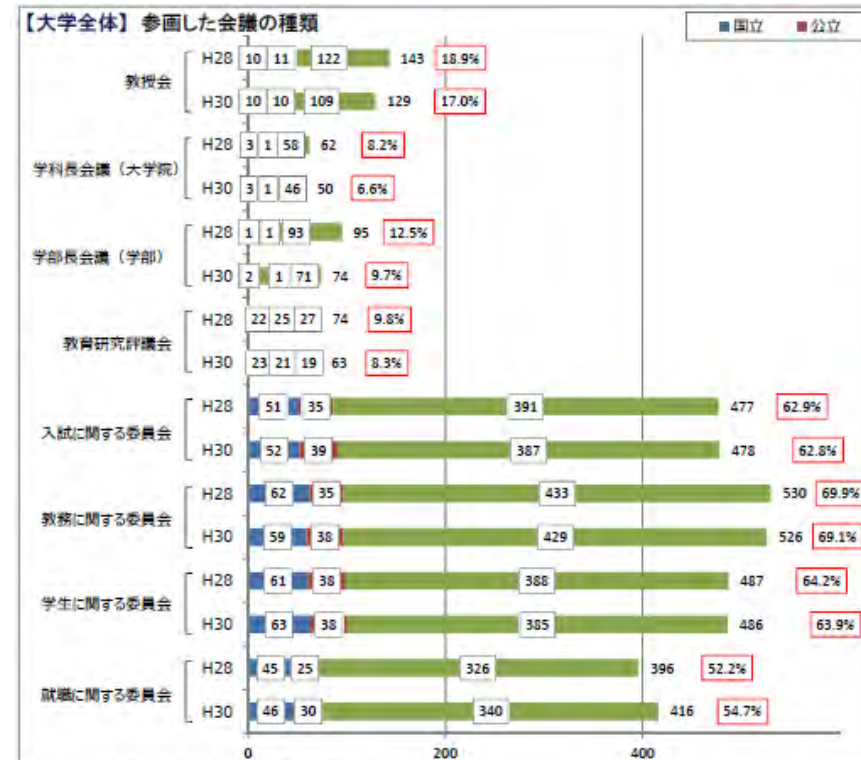
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



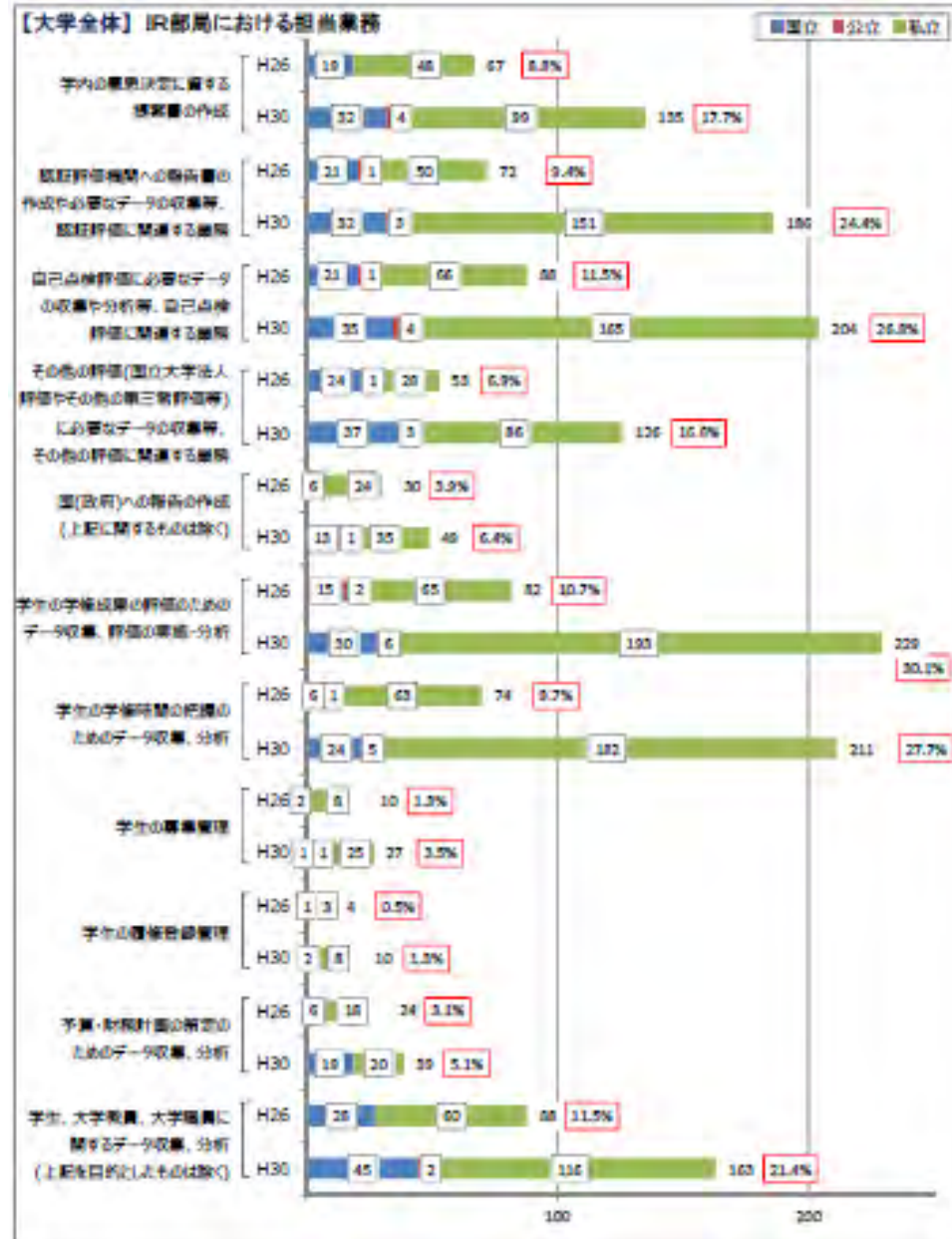
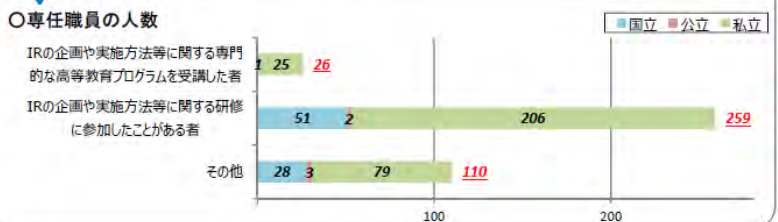
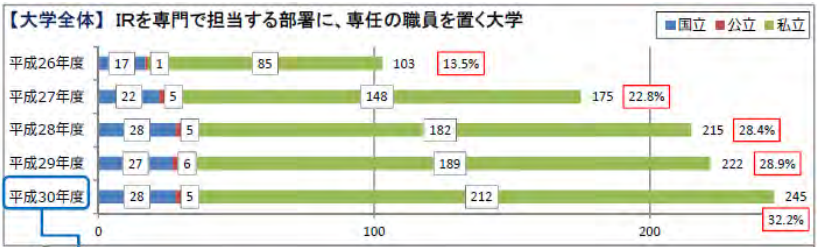
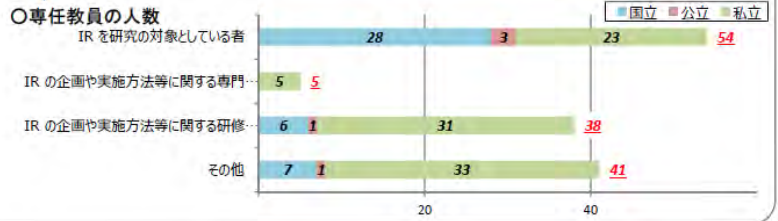
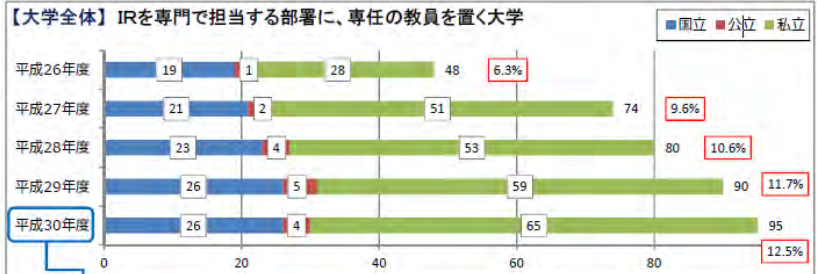
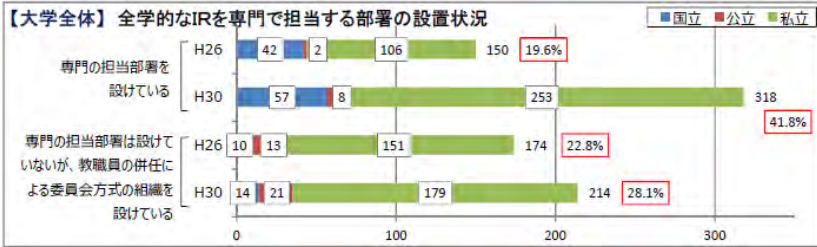
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



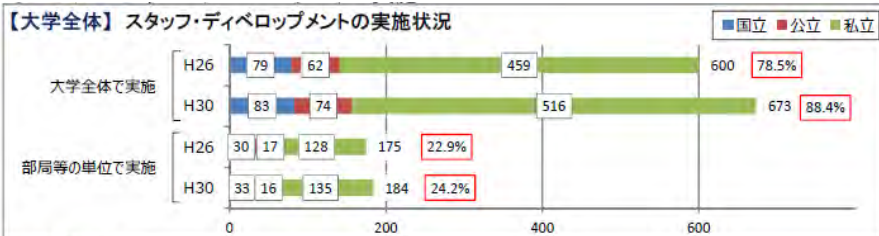
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



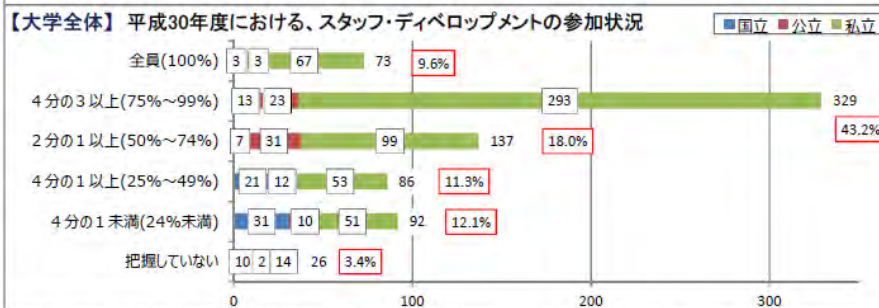
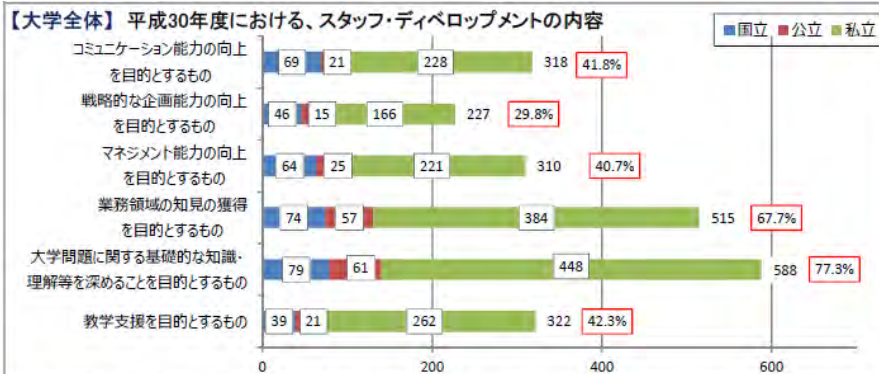
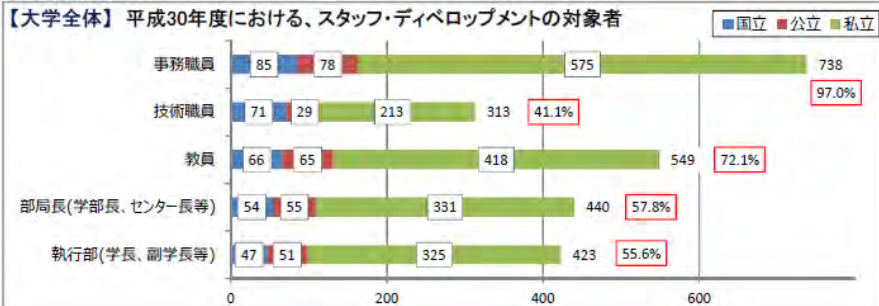
# IRの取組状況に関するデータ



# SD・FDの取組状況に関するデータ①

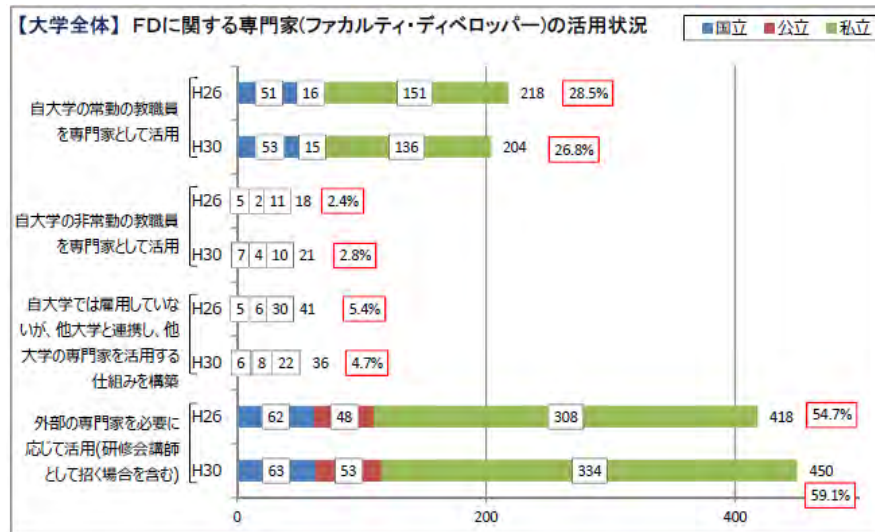
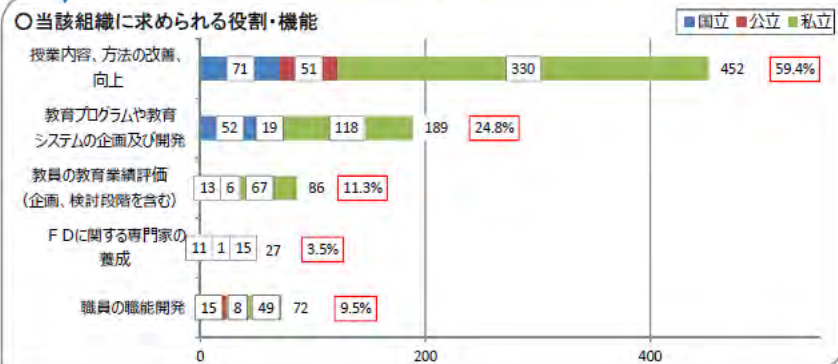
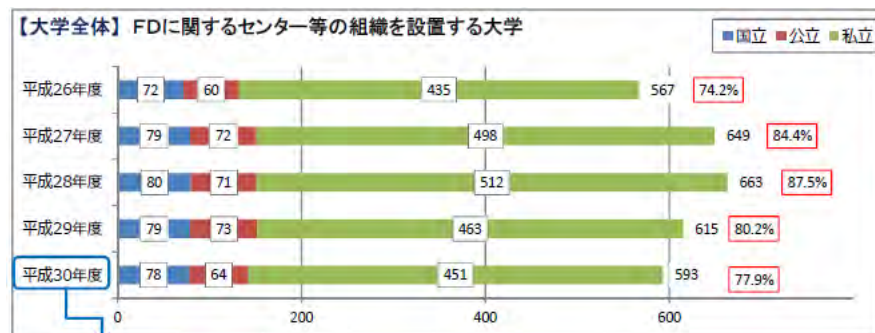


(※)複数回答可。



(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。

出典:「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)



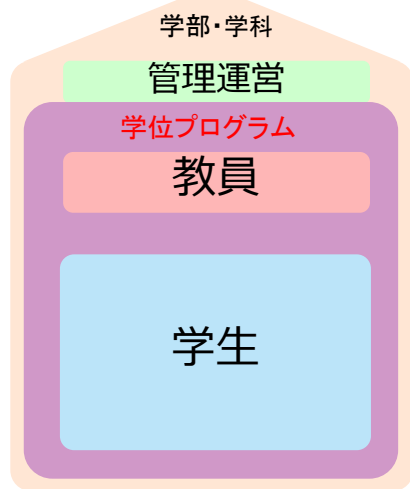


# SD・FDの取組状況に関するデータ②

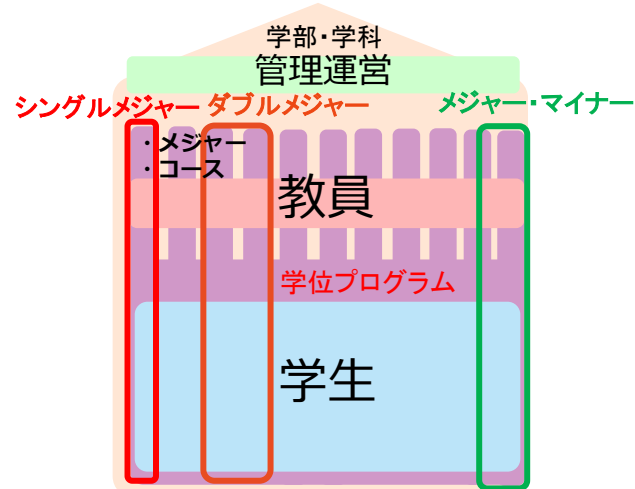


# 学位プログラムの類型例について

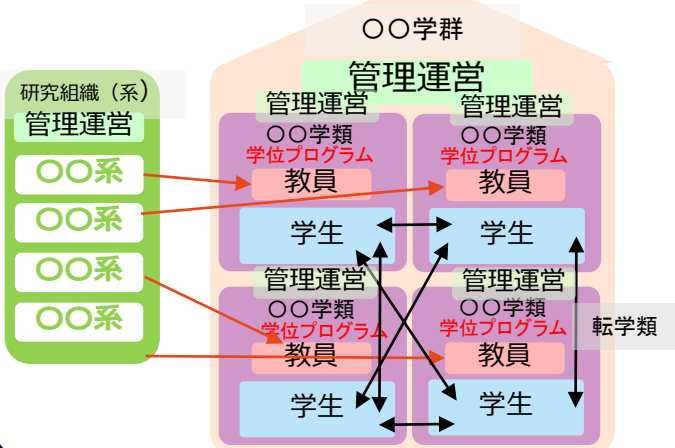
① 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係の例



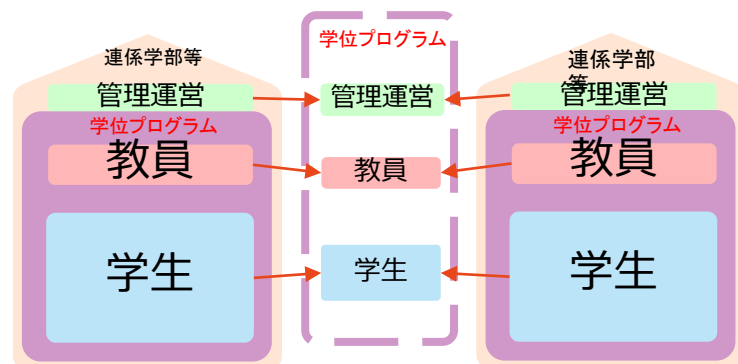
①' 1 学位プログラム内に複数専攻・コースが走っている例



② 教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを超えた学位プログラムを構築している例  
※ 学生は学類に所属し、学群内等への転学類も可能となっている。



③ 学部等連係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例  
※ 専任教員は兼任を可とし、学生定員は連係学部範囲内

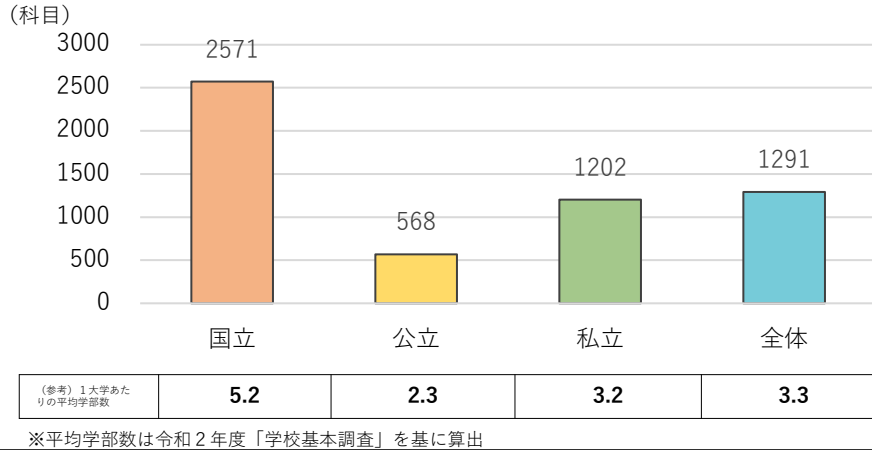




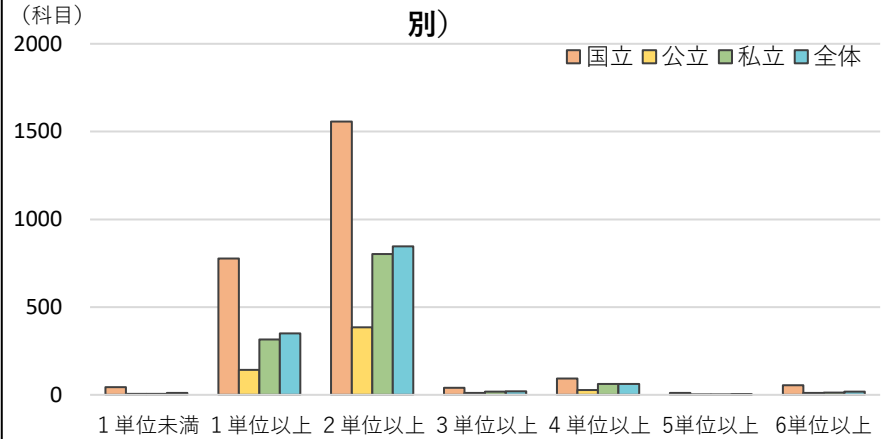
# 大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）  
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%  
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%  
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

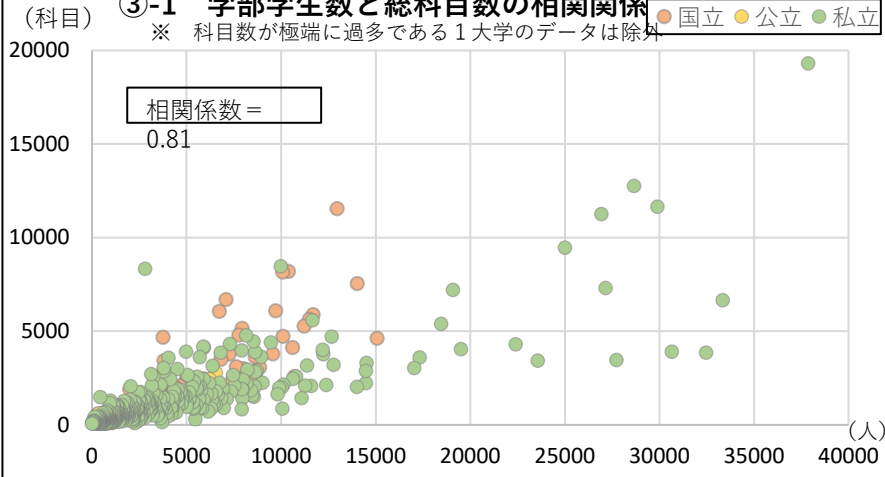
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



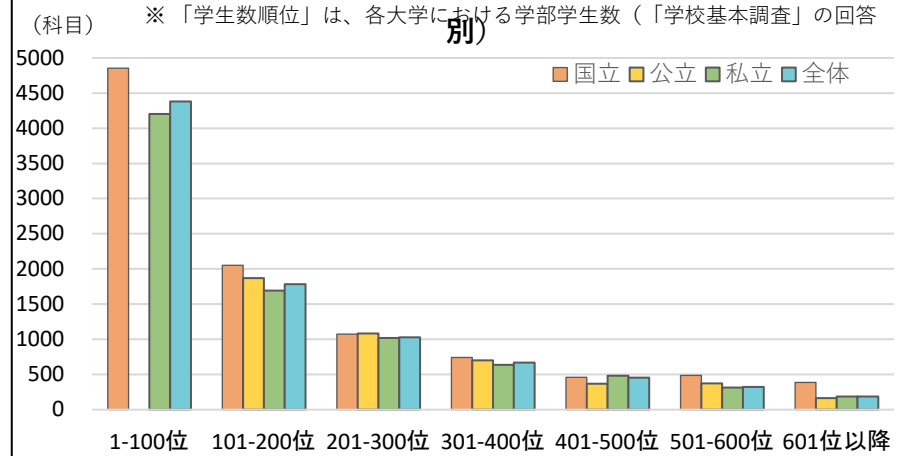
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



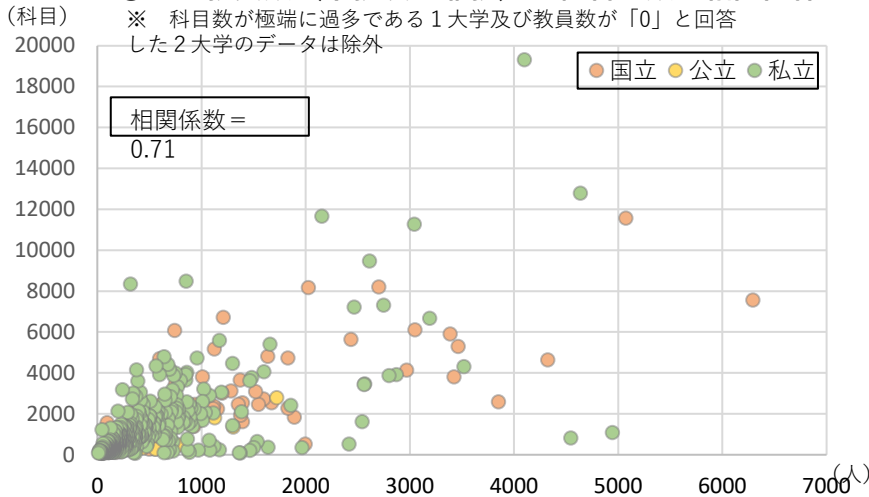
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



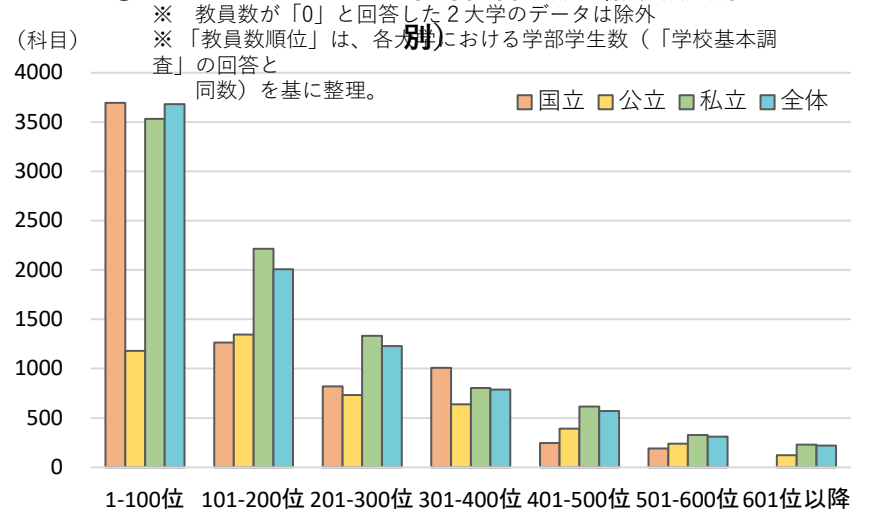
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

# 大学における授業科目開設状況調査②

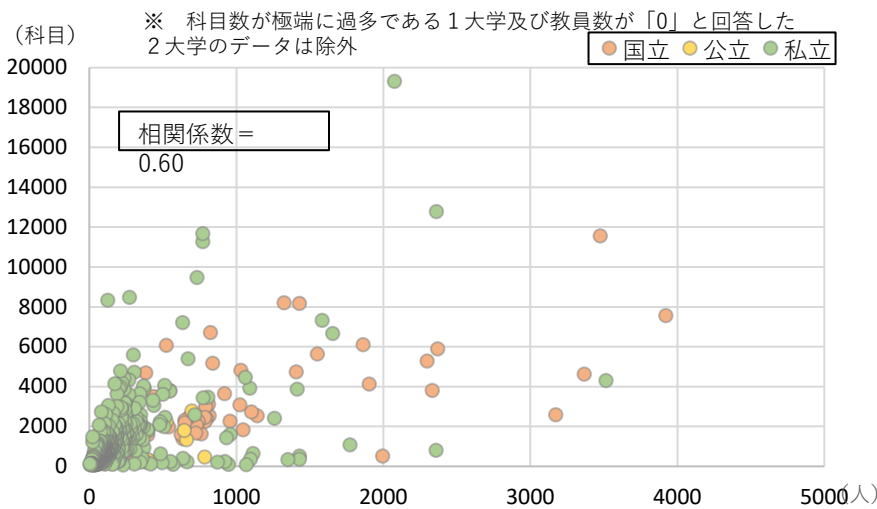
## ④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



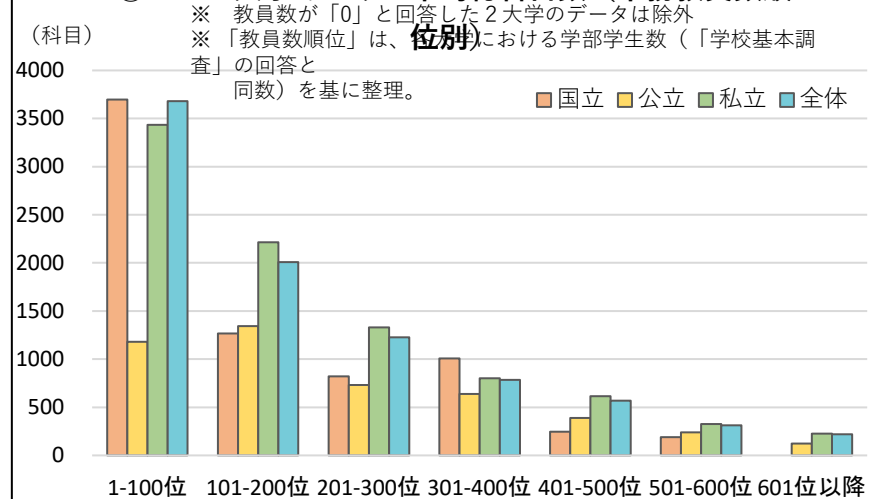
## ④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位）



## ⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



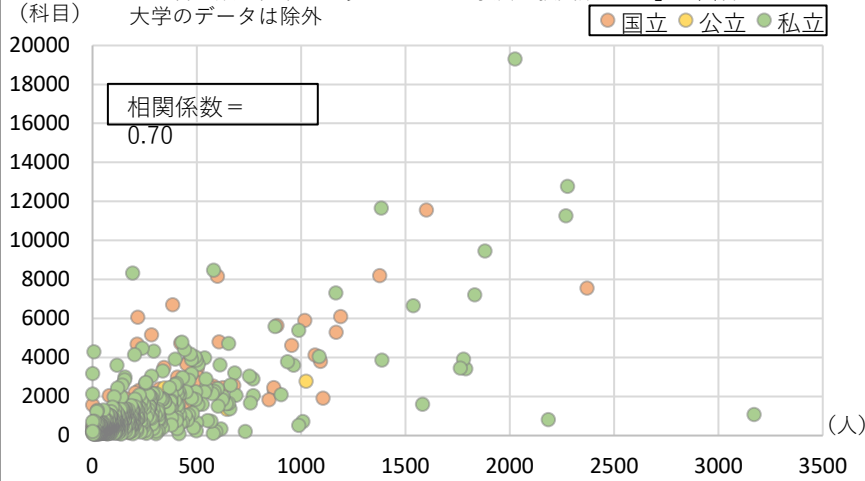
## ⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順）



# 大学における授業科目開設状況調査③

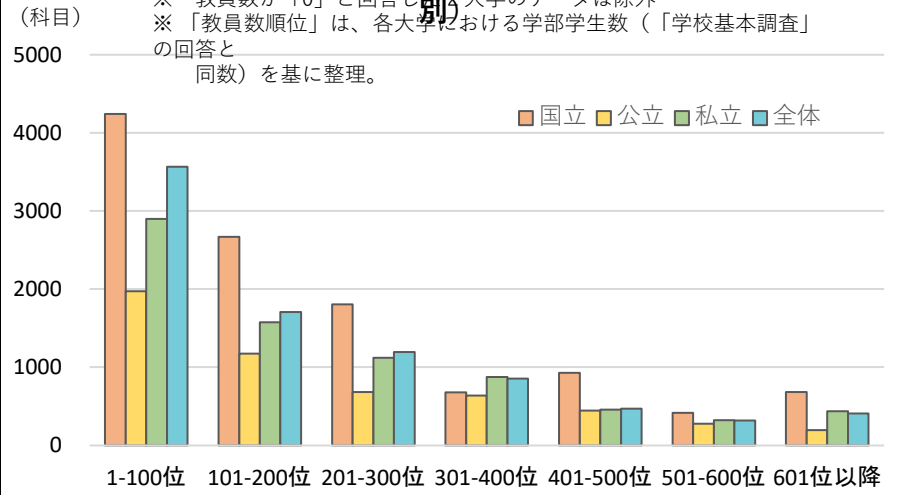
## ⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

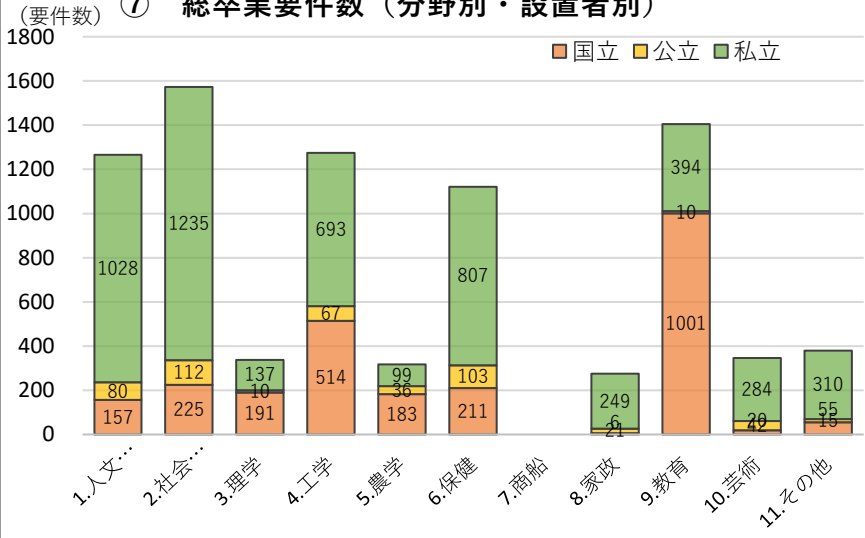


## ⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位別）

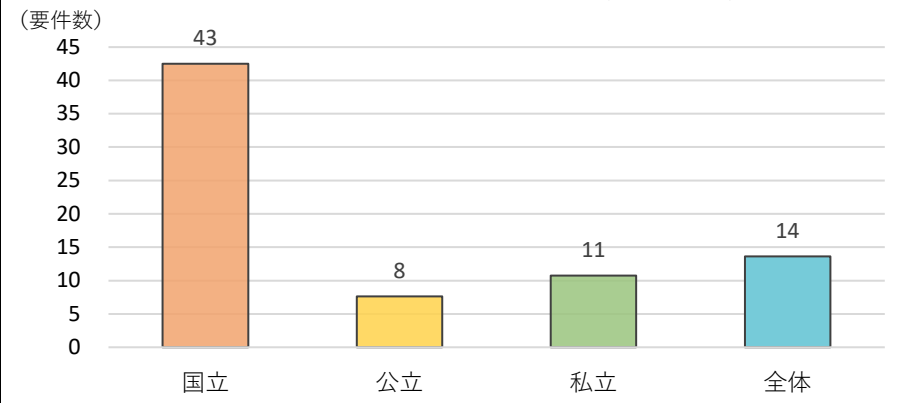
※ 教員数が「0」と回答した3大学のデータは除外  
 ※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



## ⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



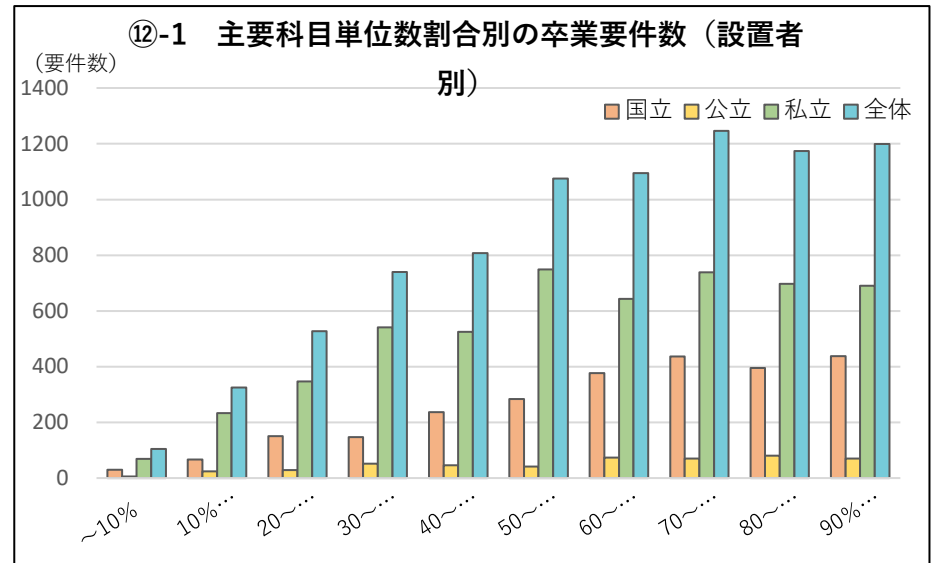
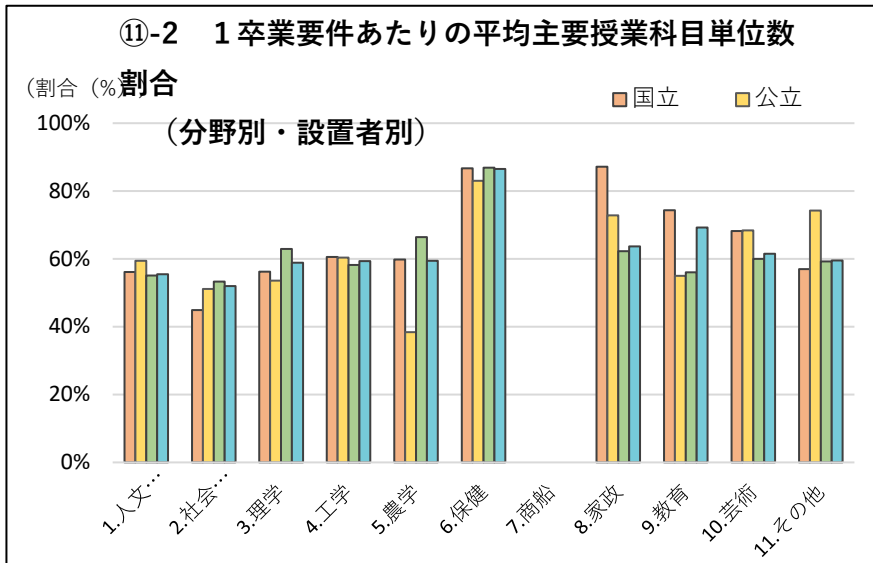
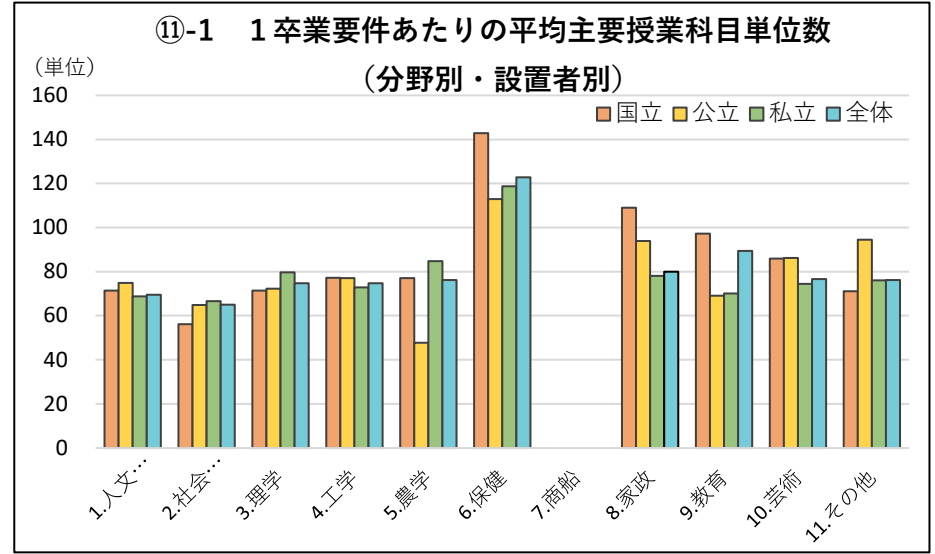
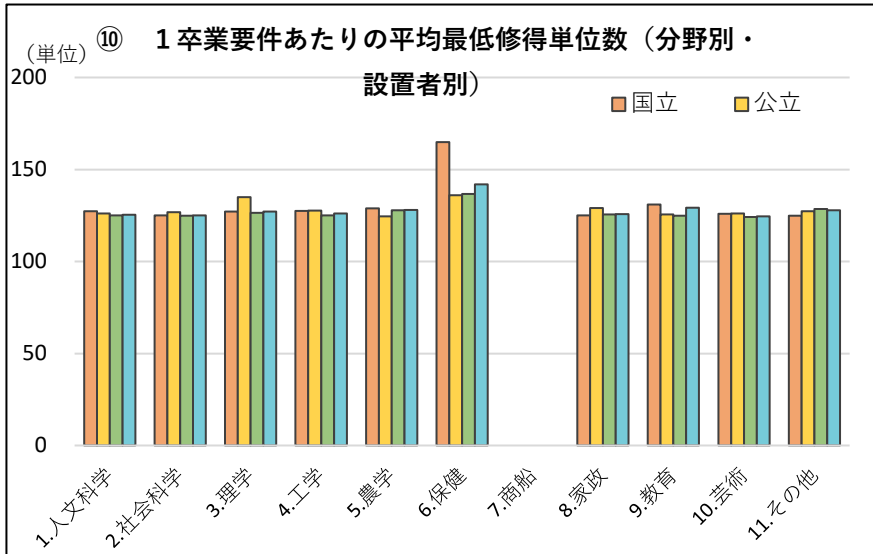
## ⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）



(参考) 1大学あたりの平均学部数	5.2	2.3	3.2	3.3
国立	43			
公立		8		
私立			11	
全体				14

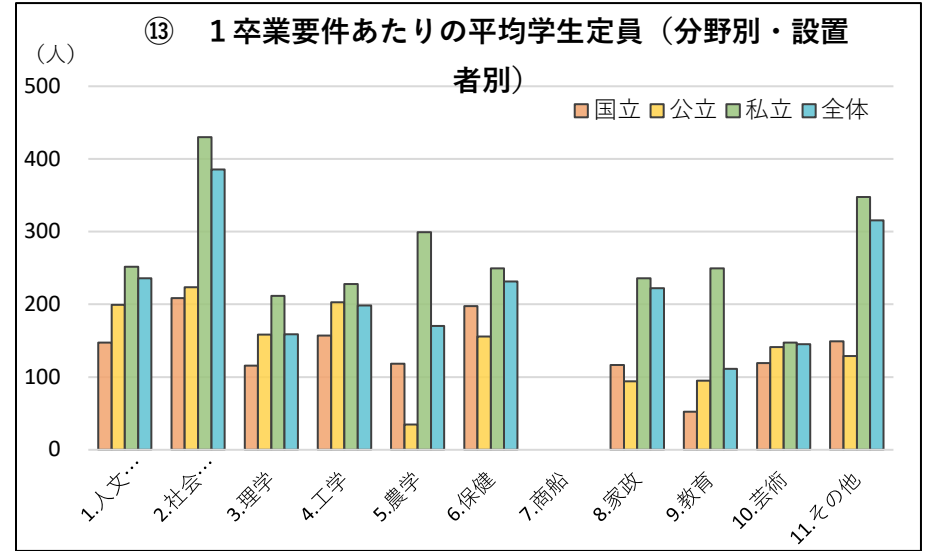
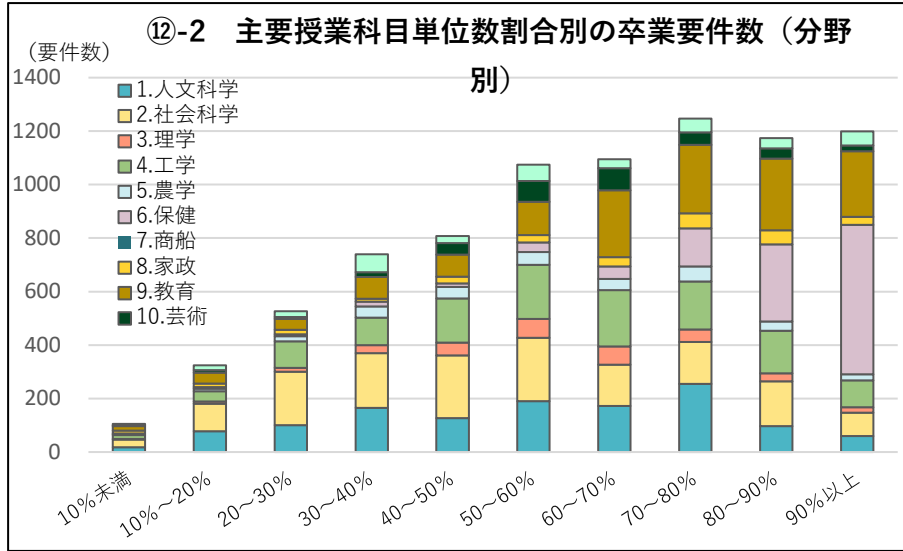
※平均学部数は令和2年度「学校基本調査」を基に算出

# 大学における授業科目開設状況調査④



※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数 (例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など)。

# 大学における授業科目開設状況調査⑤



(遠隔教育やICTを活用した授業)



# 大学等における授業の実施状況について

## (調査の概要)

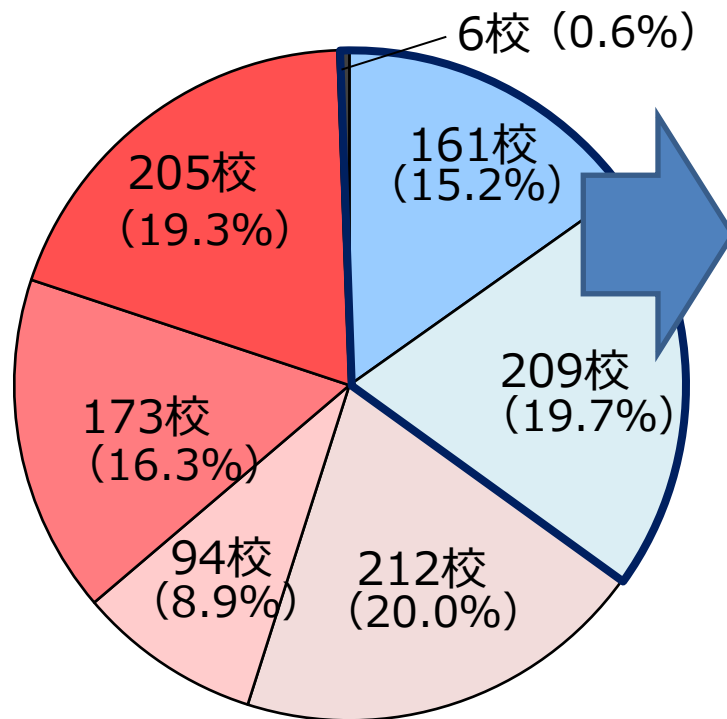
- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

## 後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

- 令和2年度後期の授業について、  
**半分以上を対面授業とする予定とした大学等**は、1060校中684校（**約6割**）。  
他方、残りの**約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満**となる予定と回答。

N=1060校

- ほとんど遠隔
- 3割が対面
- 半々
- 7割が対面
- ほとんど対面
- 全面对面
- その他



- ・ 対面授業が半分未満の大学（計377校）に対して、**実際の授業開始後の状況を再調査**。
- ・ 授業の実施状況（10月20日時点）や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。

→ **約半数（190校）が対面授業を半分以上に。**  
**残りの約半数（187校）は、対面授業が半分未満にとどまる。**

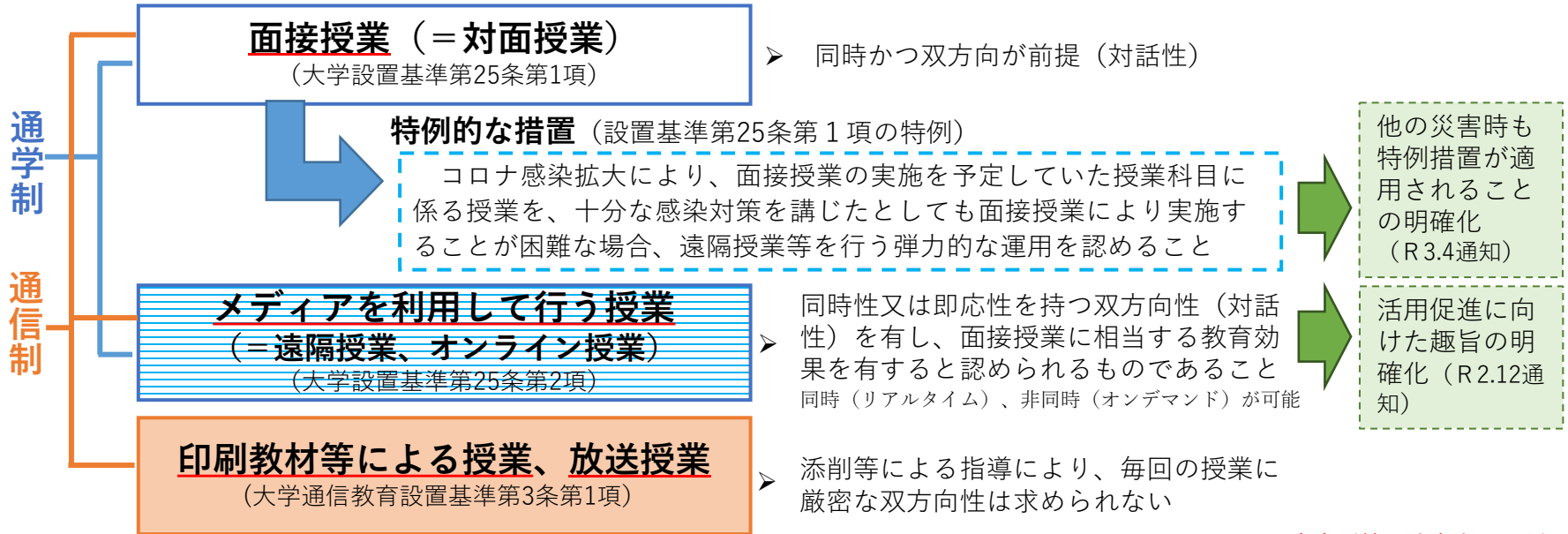
- これら**187校**では、
  - ・ 授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する**学生への丁寧な説明**、
  - ・ 学内**施設の開放**や学生の**交流機会の設定**、
  - ・ **オンライン授業の質の向上**や、学生から寄せられる**悩みへの丁寧な回答**等により、**学生に寄り添う対応に努めている。**

- 各大学の授業の実施割合や取組の状況は、**校名とともに公表**。

- ・ 対面授業を検討中  
… 5校（0.5%）
- ・ 全面的に遠隔授業を実施  
… 1校（0.1%）

# 大学における授業の方法と教育課程

## 1. 授業の方法

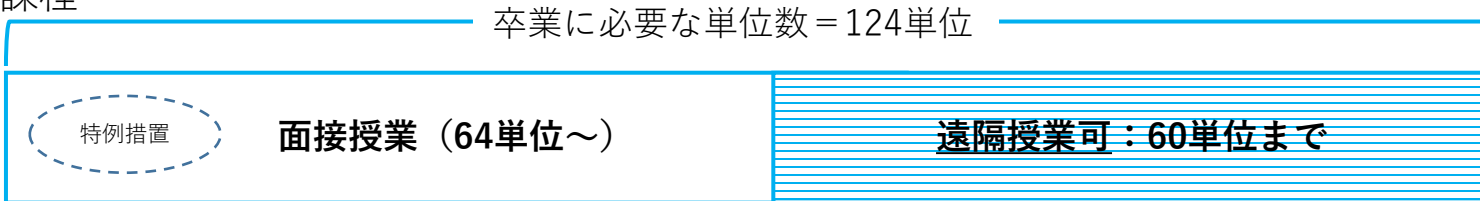


※ 赤字下線は法令上の用語

## 2. 教育課程

卒業に必要な単位数 = 124単位

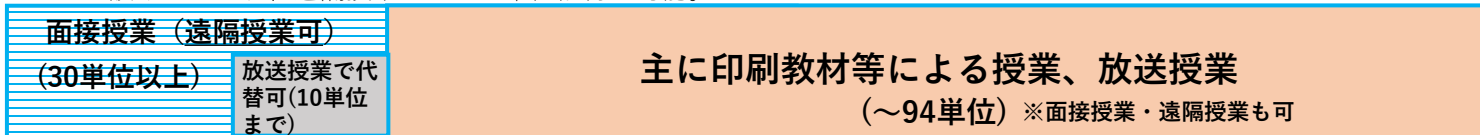
通学制



- (※) 現行制度でも60単位分は全て遠隔授業で行えるほか、残り64単位分も授業のうちで主として面接授業を行えば、その一部 (半分未満) は遠隔授業を実施可能
- (※) 大学院は卒業要件が30単位と少ないことや研究指導等により個別指導が行われることから上限を設けておらず、遠隔授業による全単位修得が可能。

遠隔授業の趣旨の明確化 (R3.4通知)

通信制



- (※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例：サイバー大学、ビジネス・ブレークスルー大学)

# 通学制と通信制における授業の方法の比較

通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	①面接授業	○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

【※】平成13年3月30日 文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

# 通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p><b>面接授業</b>      <b>遠隔授業可：60単位まで</b></p> <p>・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p>	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>②30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>③②のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>

○構造の違い

学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p>	<p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p>	<p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p>	<p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p><small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small></p>	<p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p> <p><small>(出典) 大学通信教育者における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(H24.12.19)</small></p>
-----------------------	--	--	---	--	--

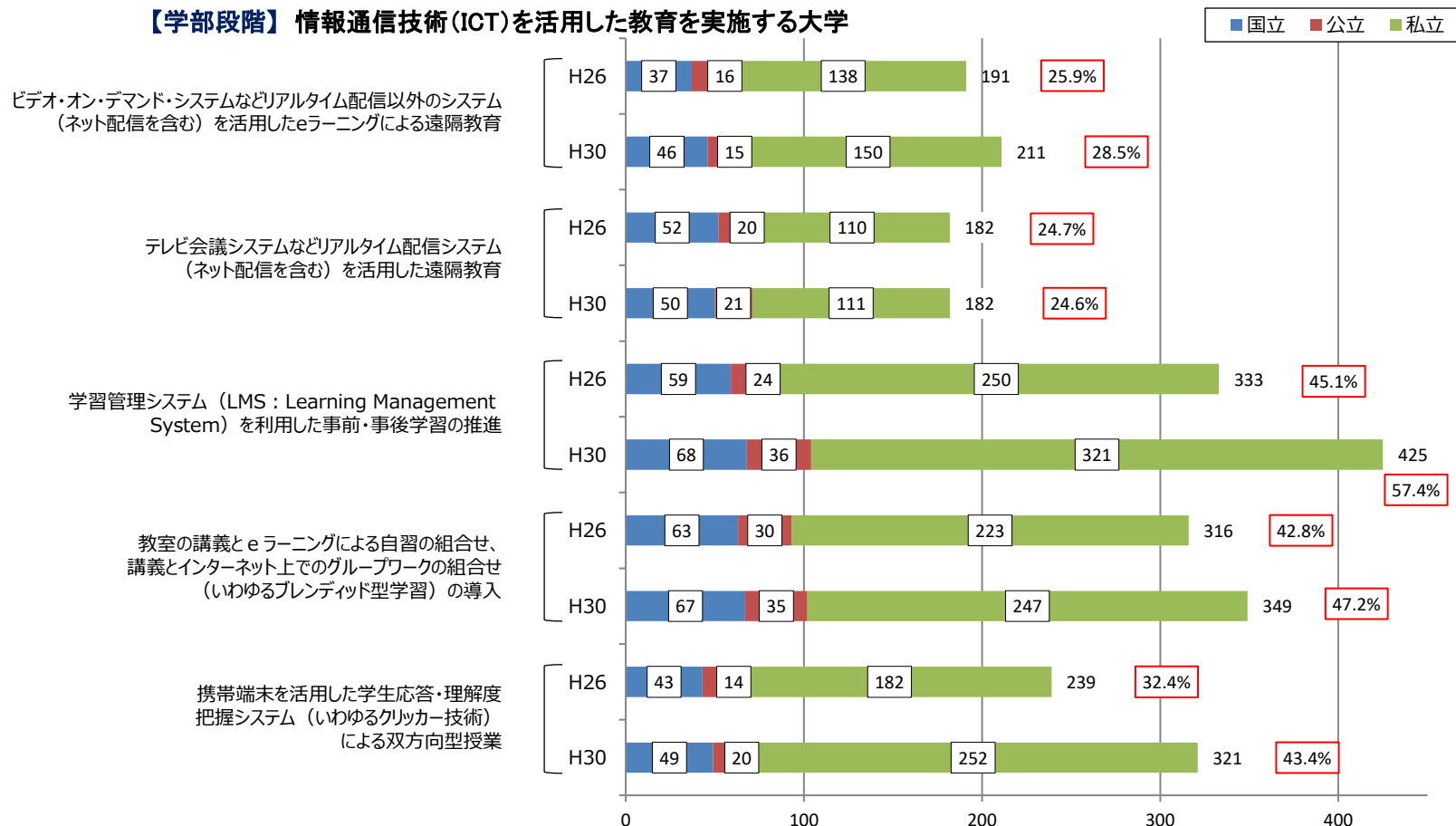
定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	<p>(収容定員 (学部))</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>不交付 減額 増額 減額 不交付</p> <p><small>(8,000人以上の大学は140%)</small></p> <p>(入学定員 (学部))</p> <p>0% 90% 100% 130%</p> <p>増額 不交</p> <p><small>(4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)</small></p>	<p>(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>減額 増額 減額</p> <p>(140%)</p> <p>(入学定員) ※左記の仕組みは存在しない</p>
---------------------------	--	--

コスト ・ 教員数/施設	<p>○ 国立大学 (入学料・授業料 ※4年分) 約240万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部 (各々収容定員4,000人、1学科のみ) とする大学の場合の試算 (教員数・校舎面積)</p> <p>(教員数) <b>143人</b> (校舎面積) <b>62,641m<sup>2</sup></b></p>	<p>○ 放送大学 (入学料・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円</p> <p>(教員数) <b>42人</b> (校舎面積) <b>12,440m<sup>2</sup></b></p> <p><small>注: インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</small></p>
--------------------	---	---

# 情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

## 【学部段階】 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

○学習管理システム (LMS : Learning Management System) : eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

○ブレンディッド型学習 : 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

○クリッカー技術 : 携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

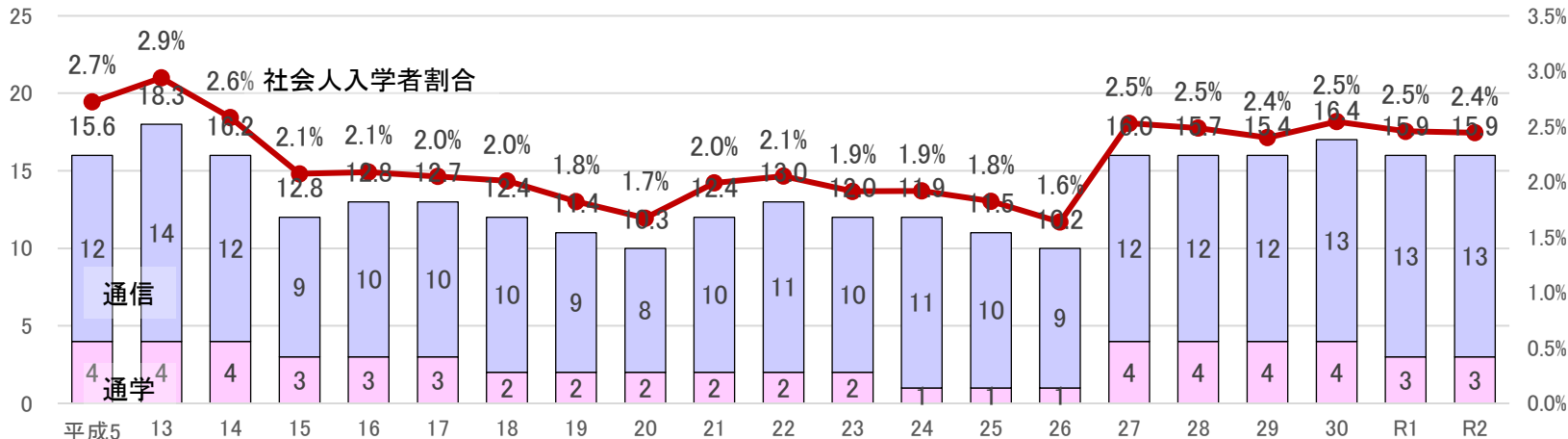
(リカレント教育)



# 社会人入学者の動向

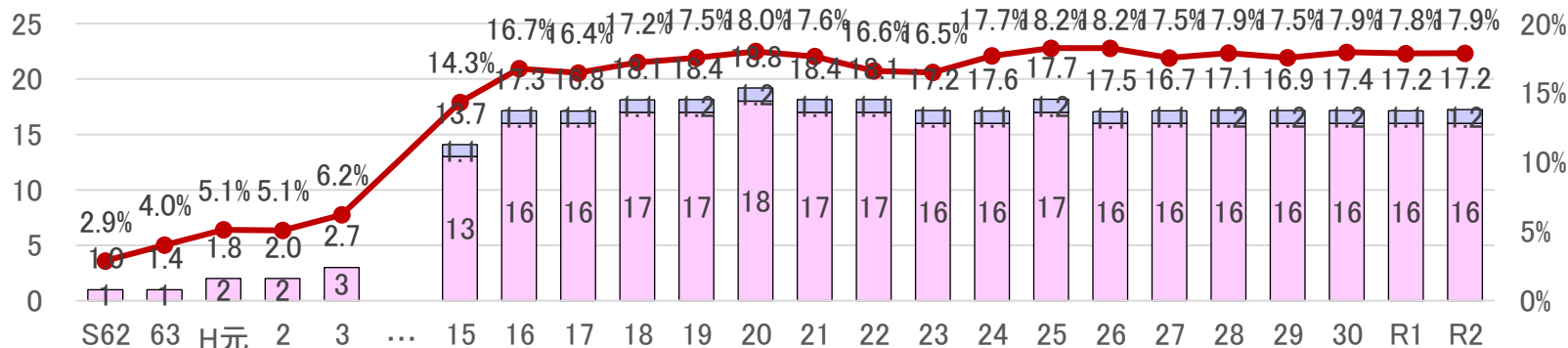
## (1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年の約1万8千人をピークに減少。平成20年から増加に転じ、令和2年は約1万5千人。



## (2) 大学院

○ 社会人入学者数は、近年は1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合は17.9%(令和2年)。

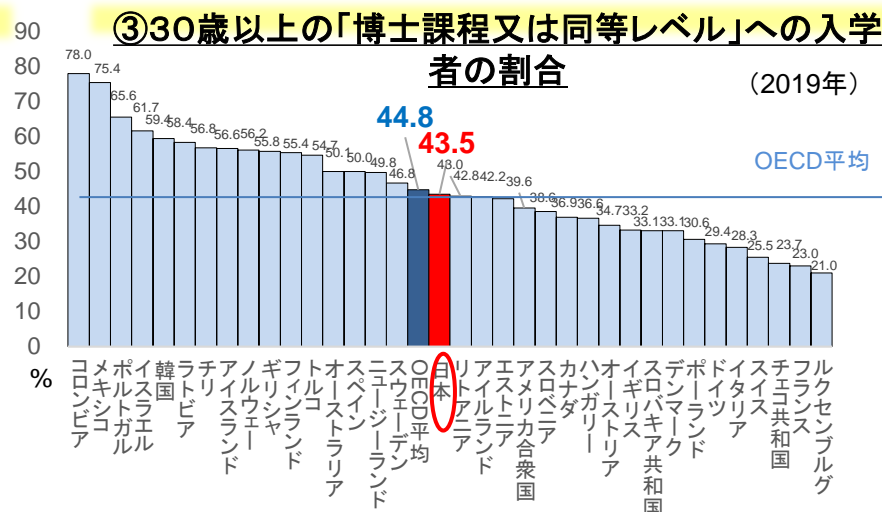
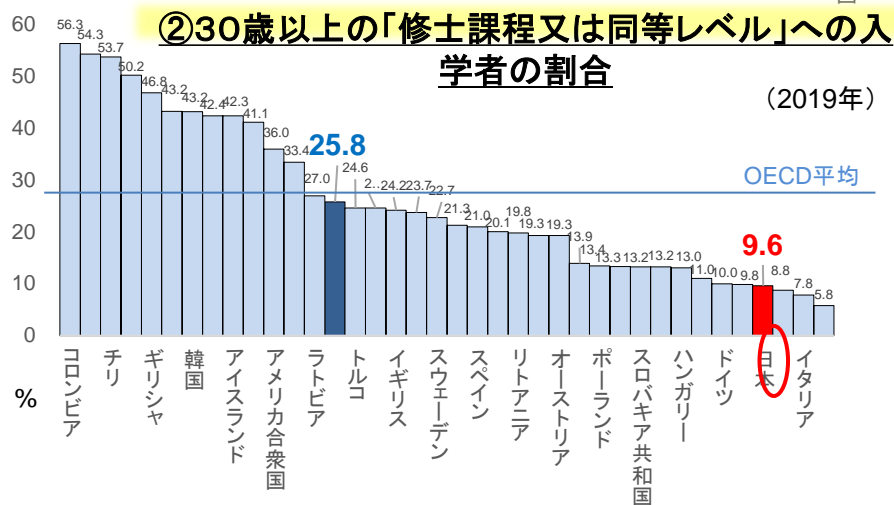
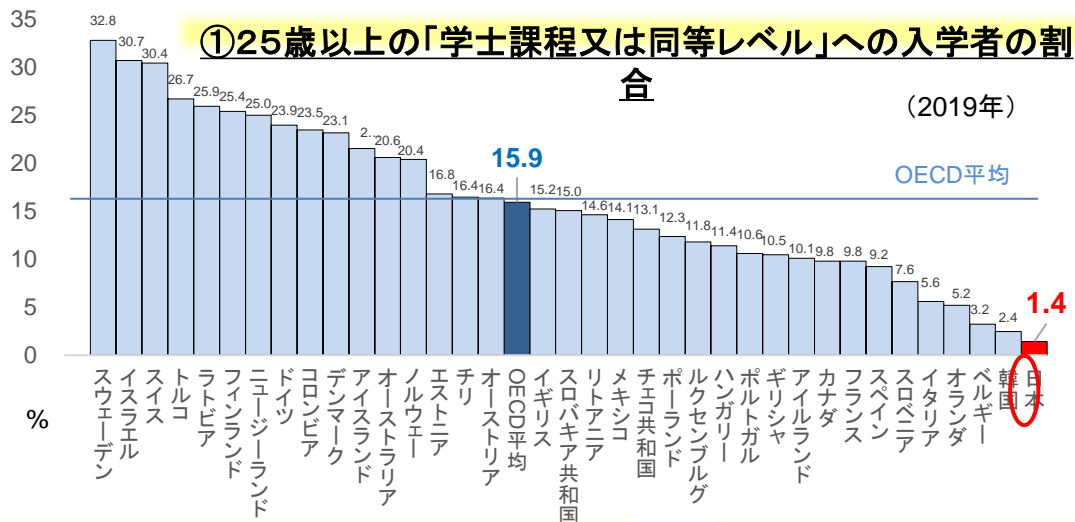


※ 出典:学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

# 高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25(30)歳以上入学者の割合は、低いものとどまっている。



出典: OECD Education at a Glance (2021)。

数値については、高等教育段階別の新入学者の割合。上記は、25歳未満又は30歳未満の者以外が全体に占める割合を25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。なお、上記①～③の集計に当たっては、通信課程への入学者等で含まれない学生がいる。

# 大学・大学院におけるリカレント教育促進のための制度

## 修業年限の柔軟化

- **早期卒業・修了（学部：H11年、修士：H元年、博士：S49年）**  
卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能
- **最短1年の修士課程（修士：H11年）**  
修士課程で、主に実務経験を有する者を対象に、1年以上2年未満の標準修業年限を設定可能
- **長期履修制度（学部・大学院：H14年）**  
学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能

## 入学前の修得単位の認定

- **入学前に他大学において修得した単位等を卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**
- **入学前に科目等履修生として修得した単位について、卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**  
※科目等履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る。博士課程については、1年まで通算が可能。）（学部：H10年、大学院：R2年）  
※高校生が科目履修生として大学の単位を修得することも可能

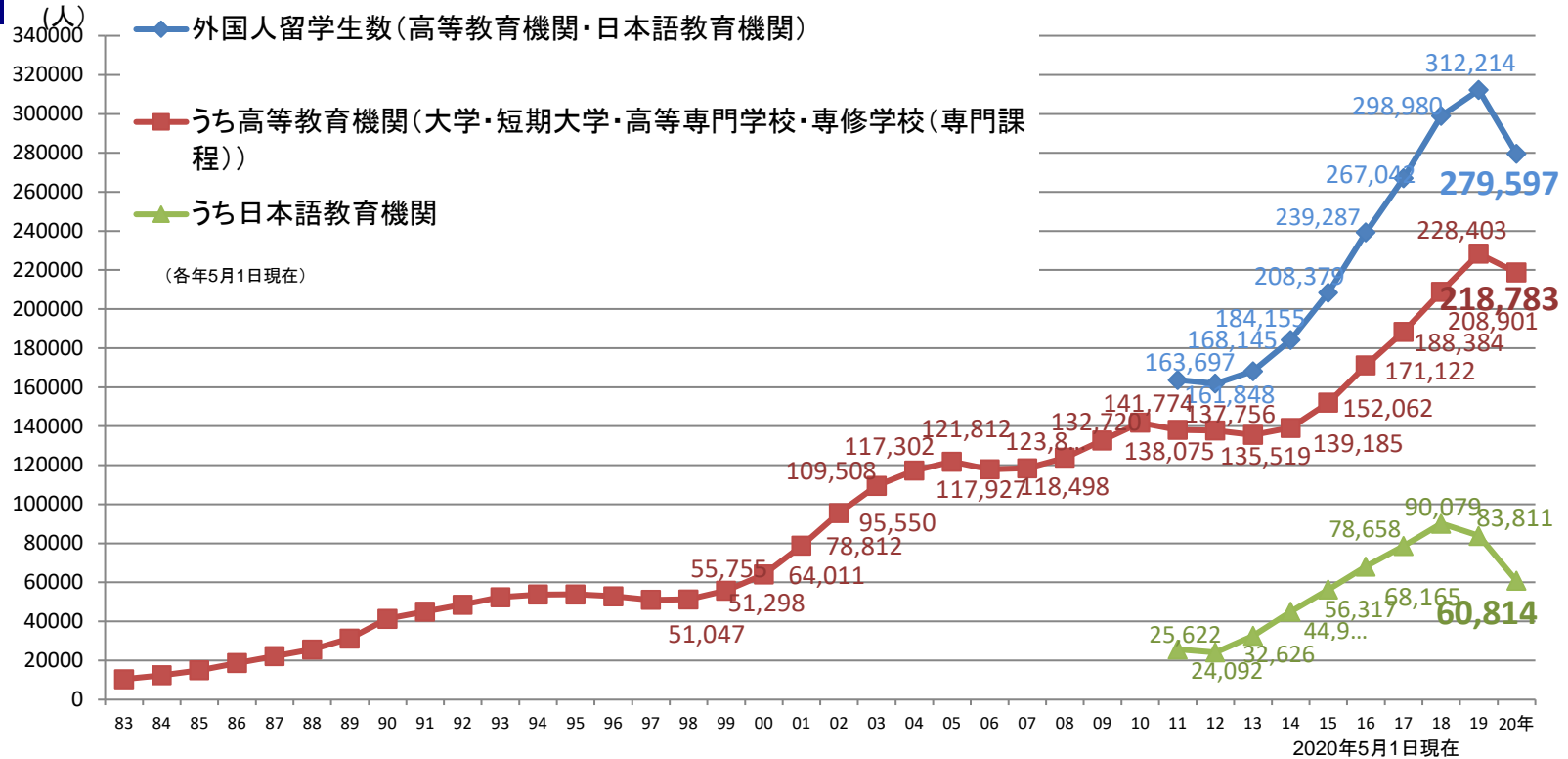
## 履修証明制度

- **在学生以外の者が大学において特別の課程（履修証明プログラム）を修了した場合に、学校教育法に基づく履修証明書の交付及び単位授与が可能（履修証明書の交付 学部・大学院：H19年、単位授与 学部：R元年）**
- **入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位について、卒業単位として認定可能（学部：R元年）**  
※特別の課程履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る）

(グローバル化の進展)

# 外国人留学生数の推移

## 推移



## 出身国・地域別

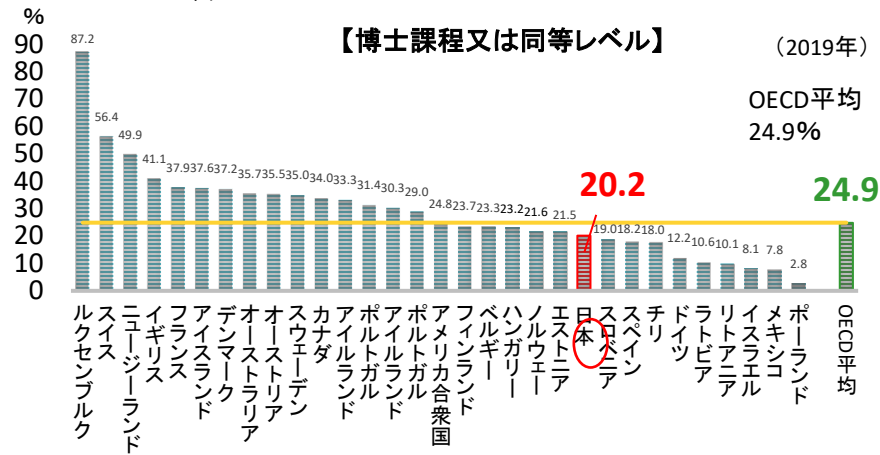
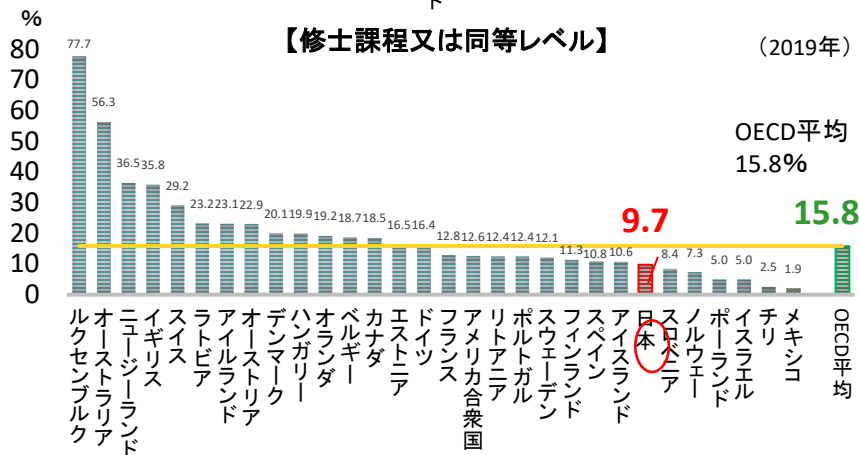
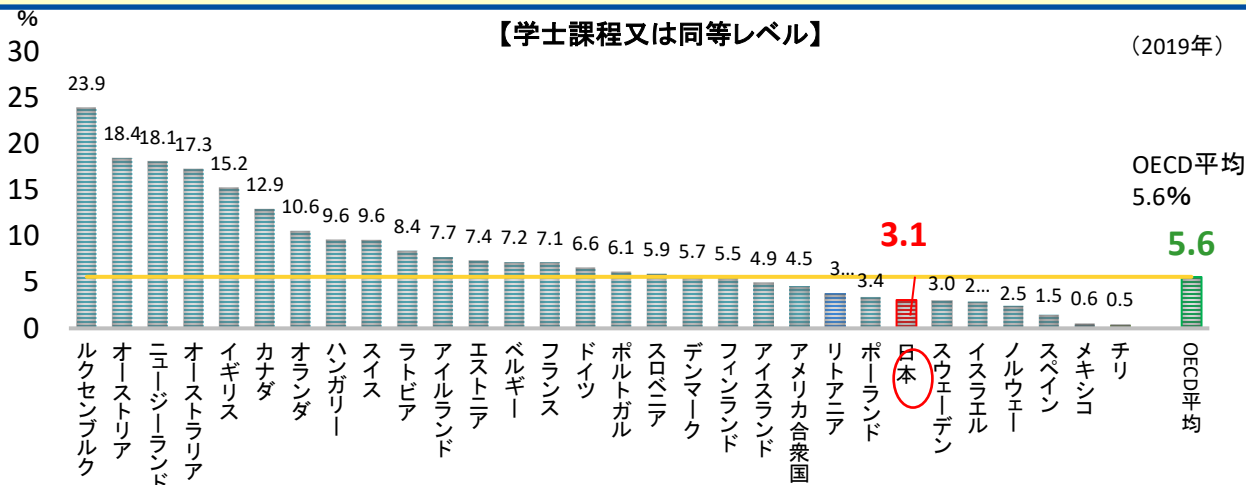
国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	121,845(124,436)	△ 2,591	スリランカ	5,238(7,240)	△ 2,002
ベトナム	62,233(73,389)	△ 11,156	ミャンマー	4,211(5,383)	△ 1,172
ネパール	24,002(26,308)	△ 2,306	Bangladesh	3,098(3,527)	△ 429
韓国	15,785(18,338)	△ 2,553	モンゴル	3,075(3,396)	△ 321
台湾	7,088(9,584)	△ 2,496	その他	26,823(33,857)	△ 7,034
インドネシア	6,199(6,756)	△ 557	合計	279,597(312,214)	△ 32,617

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」



# 各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は5.6%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。  
 修士課程については、OECD平均は15.8%であるのに対して、日本は9.7%、博士課程については、OECD平均は24.9%であるのに対して、日本は20.2%と、欧米諸国と比較して少ない。



注1: OECD加盟38か国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。

注2: OECD平均は、データのある加盟国の平均値を文部科学省で算出したもの。

注3: 我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典: OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育 2021)」を元に文部科学省で作成

# 単位制度の国際的な接続について

- アジア太平洋大学交流機構 (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式 (以下 UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。
- 2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。(従来は各大学の個別判断に委ねられていた)

1UCTS=38～48学修時間数とする。

また、その学修時間数には、13～16時間の授業時間数(academic hour)が含まれる。

## ▼UCTSと他の国・地域の単位(互換)制度との換算表

国/地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州(ECTS)※	英国(CATS)※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS—欧州単位互換制度(European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education)が説明している英国とECTSとの単位換算原則(2008年)に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度(CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme)を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成  
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

# 授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができるときは異なる期間を設定することが可能。

(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

《大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）》（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

## 学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制

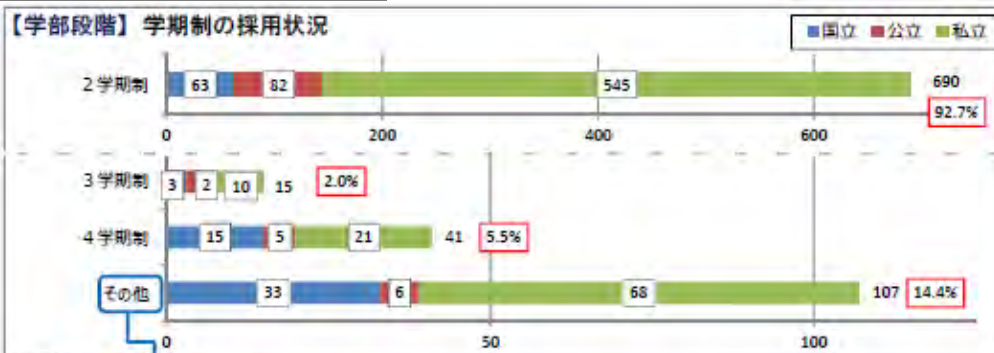


4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

## 学期制の採用状況



○その他の例

- ・ 通年制
- ・ 学則上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置している
- ・ 夏季休業、春季休業期間に特別学期を設けている
- ・ 5学期制、6学期制 等

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(出典) 平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

# 外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

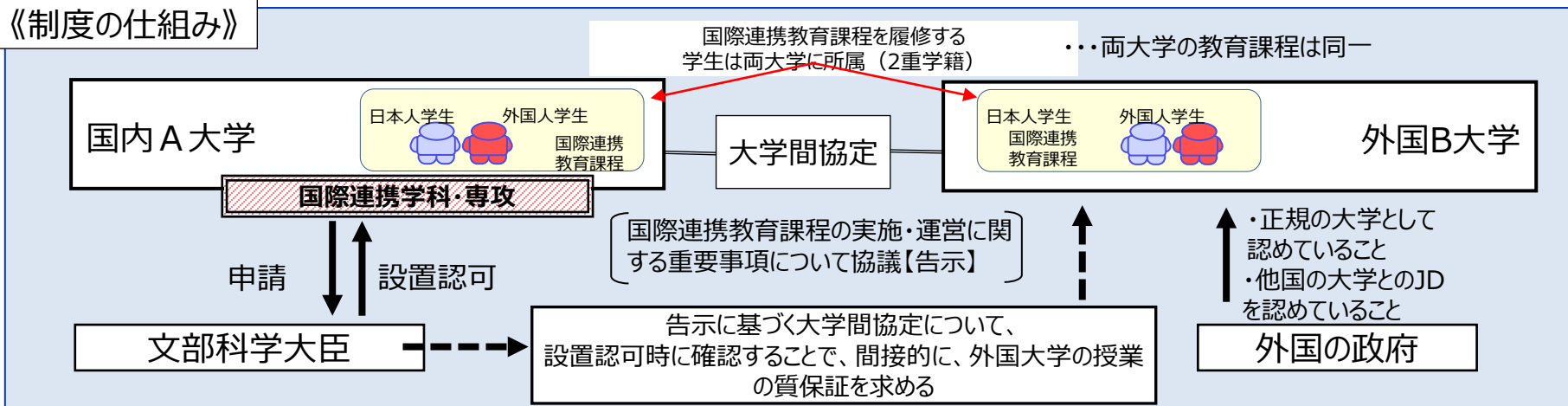
平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

## 概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。  
（\* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

# ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等 計：12大学26件 令和3年4月現在  
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。（国立：11大学25件 私立：1大学1件） ※文部科学省調べ

大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1 名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2 東京医科歯科大学大学院	歯科学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3 東京医科歯科大学大学院	歯科学総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4 名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5 京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6 名古屋大学大学院	医学系研究科	ルドン大学	スウェーデン	名古屋大学・ルドン大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7 筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ホルダー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8 筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9 京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10 名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11 立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	平成30年4月
12 名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13 京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	平成30年4月
14 長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15 名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16 岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17 岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	平成31年4月
18 岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19 岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	平成31年4月
20 名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	平成31年4月
21 東京医科歯科大学大学院	歯科学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22 山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23 広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24 広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
25 熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26 京都大学大学院	京都大学大学院	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス、スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月（予定）

**（参考）ダブル・ディグリープログラム数**（平成30年度）  
国立：196件 公立：14件 私立：249件 計：459件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）」  
※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

## 修業年限について

- 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。
    - 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能
      - ・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）
      - ・ 早期卒業した学生数は、学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）
- ※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

《学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）》（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

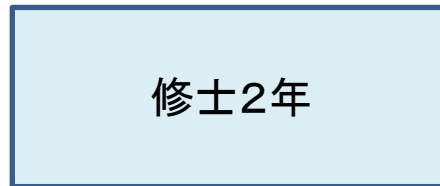
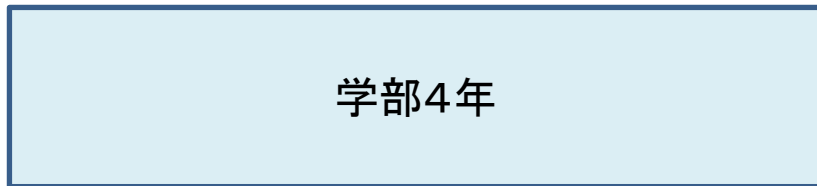
※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定



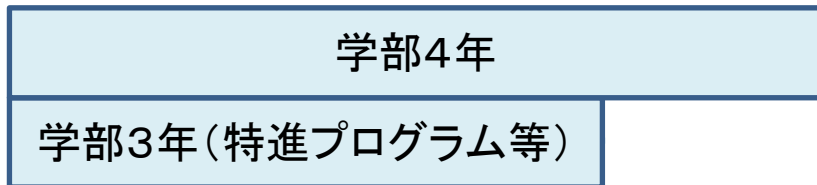
# 修業年限の特例（早期卒業・修了制度）の活用事例

- 各大学では学部4年の修業年限を原則としつつ、優れた学生に対して3年間で早期卒業するプログラム等を学生に提供。
- また、今年度より、法科大学院と法学部が連携して、学部の早期卒業を前提に5年間の一貫性のある教育を行う法曹コースが開始。  
(28法科大学院が34大学の法学部等と56の法曹養成連携協定を締結)

通常



早期卒業プログラム

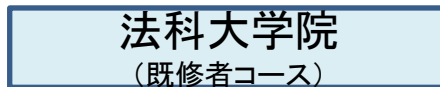
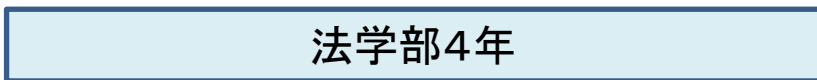


(例) ・千葉大学法政経学部(特進プログラム)  
・早稲田大学政治経済学部(政治経済学術院オナーズプログラム) 等

連携法曹基礎課程(法曹コース)



5年間の一貫教育  
(早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースに接続)



# 学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

## ■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

### 第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

## ■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号） 抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

### 別表第一 ※一部のみ掲載

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

## 3 報告の内容

(1) 社会の成熟化を背景として、大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになる中で、大学が授与する学位に付記する専攻分野の名称が多様化していることには一定の合理性が認められる。しかし、現状は過度の多様化と言わざるを得ず、この状況に関しては、以下の二つの視点で見直すことが必要と思われる。一つは、大学で担われる学問の普遍性という観点に照らして、学問分野の名称という観点から専攻分野の名称を再検証するという視点である。もう一つは、特定の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とする例が増加していることを踏まえ、それらに対して如何に適切な専攻分野の名称を付すのかという視点である。特に後者の視点を踏まえて以下の改善提案を示す。

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

各大学には、以上を踏まえて学位に付記する専攻分野の名称を検証することを求めたい。特に、極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案するとともに、その際には(2)で述べる英文表記の在り方も併せて検討し、両者の整合性が確保されることを期待したい。

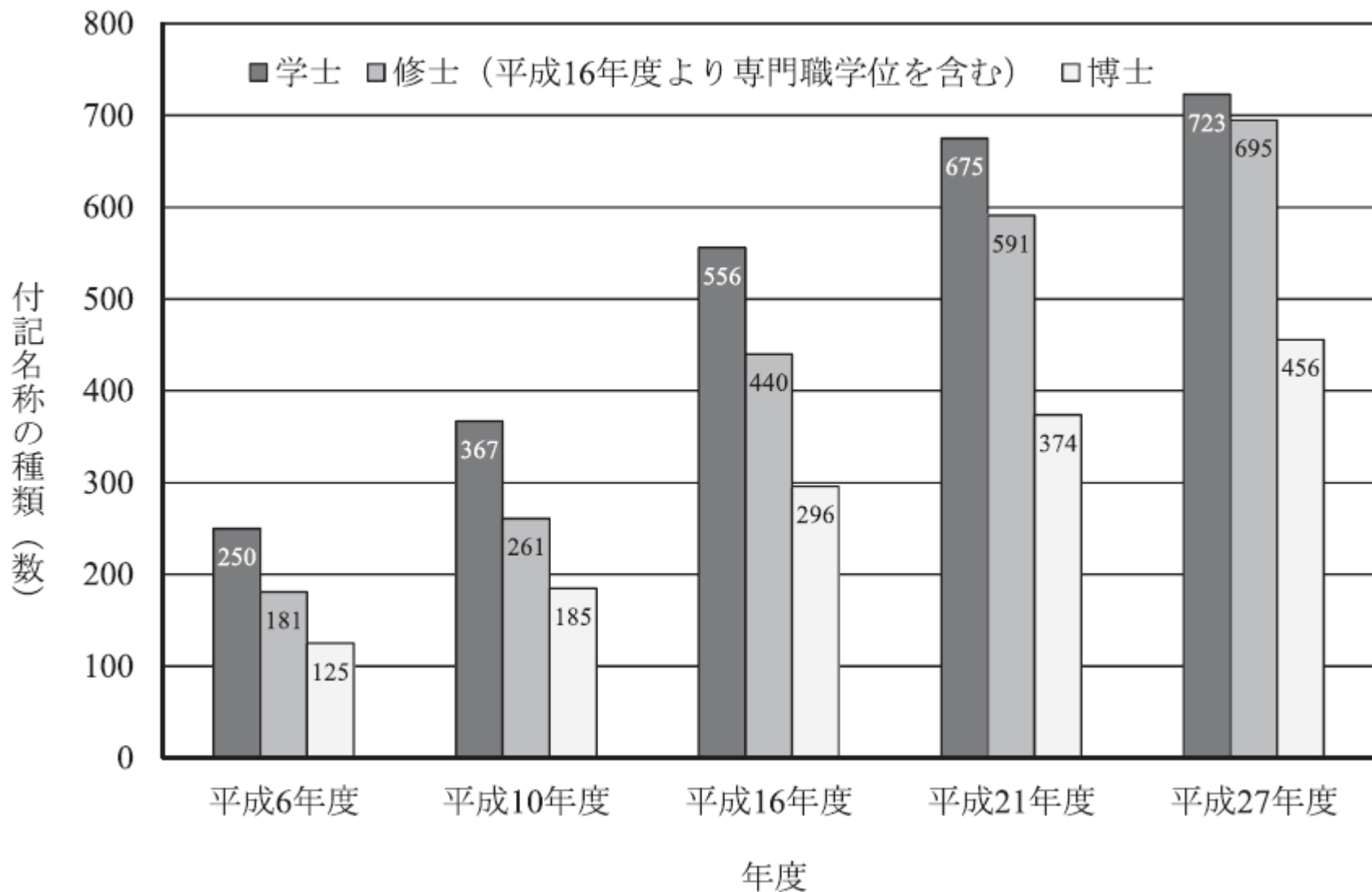
(2) 学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

- ① 「学士」に対する英文はBachelorとすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること  
(① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。)

(3) 問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということである。各大学においては、適切な専攻分野の名称を付記することはもとより、学生の学修の内容に関する具体的な情報提供を充実し、教育課程の透明性を高めることが求められる。

大学教育の多様化が、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたことに鑑みれば、自らが開設する教育課程に関して、学位に付記する専攻分野の名称を決める責任は大学にある。学位とは、学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す、生涯にわたって担われる表象であることを踏まえ、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

# 付記名称の種類の課程別推移



出典：高橋望・森利枝 2018 「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造—平成27年度調査からみる現状と変動—」『大学研究』筑波大学  
大学研究センター, 45巻, pp.3-15.

# 専門分野/学位の名称・カテゴリの整理

学士課程：300分野以上⇒ 45分野

国家枠組み：4つの主要学問領域 (Domaine) (2014年1月22日付省令)

①芸術・文学・言語、②法律・経済・経営、③人文・社会科学、④科学・技術・保健

## 学士課程：45専門分野 (Mention)

行政学  
法学  
経済学  
経営学  
経済・経営学  
経済・社会福祉行政  
政治学  
保健衛生・社会福祉学  
古典  
史学  
美術史および考古学  
地理および整備・開発  
社会学  
心理学  
教育学

哲学  
神学  
社会科学  
人間科学、人類学、民族学  
言語学  
情報通信  
美術  
造形美術  
舞台芸術  
音楽学  
文学  
外国および地域の言語・文学・文化  
応用外国語  
文学、語学

情報科学  
人間社会科学応用数学・情報科学  
数学  
物理学  
化学  
生命科学  
地球科学  
生命地球科学  
体育・スポーツ活動の科学技術  
電子工学、電力工学、自動制御工学  
機械工学  
土木工学  
保健科学  
科学技術  
エンジニアリング科学

就業力養成を第一優先としていない学士については、プログラムで培われるコンピテンス内容の見える化→学位の価値を社会に示していくことが政策課題の一つ。

(大学間連携の推進)



# 地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

## 地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築し、連携体制の強化。**地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

## 文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

### 課題解決のために実行する事項

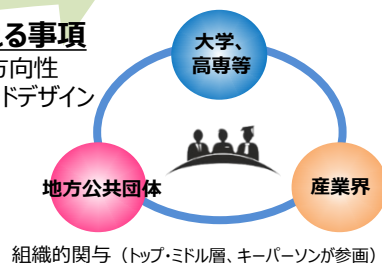
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

### 議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

### 地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



## 大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力して教育等に取り組む。**

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

### （一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

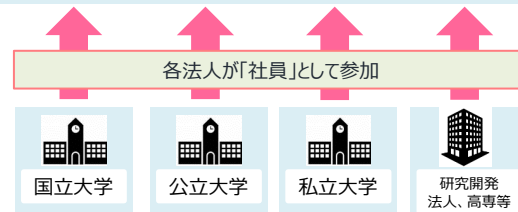
- 大学等連携推進方針
- 大学等連携推進業務（例）
  - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
  - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
  - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- 大学等連携推進法人における教学上の大学間連携  
連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣

議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。



### 大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表等

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

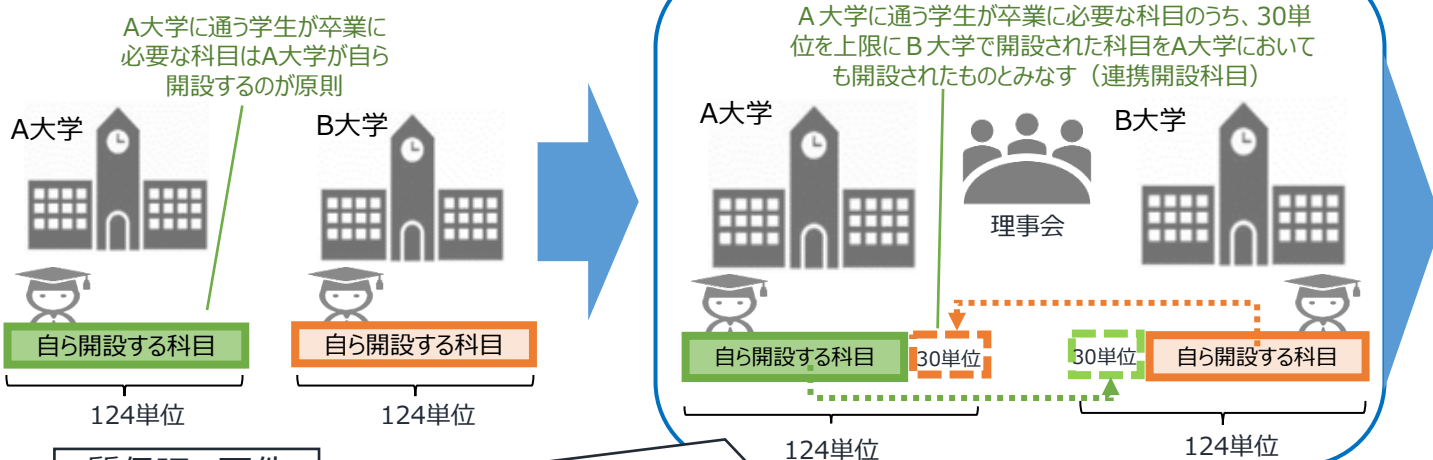
## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、**・・・教育上の目的を達成するために**必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するもの**とする。」とされている（**自ら開設の原則**）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- **質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



## <得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
  - ・充実した教育プログラムの提供
  - ・弱点分野の相互補完
  - ・**地域が求める人材等**を連携して育成

- ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
  - ・**きめ細かな指導や少人数教育**の実施

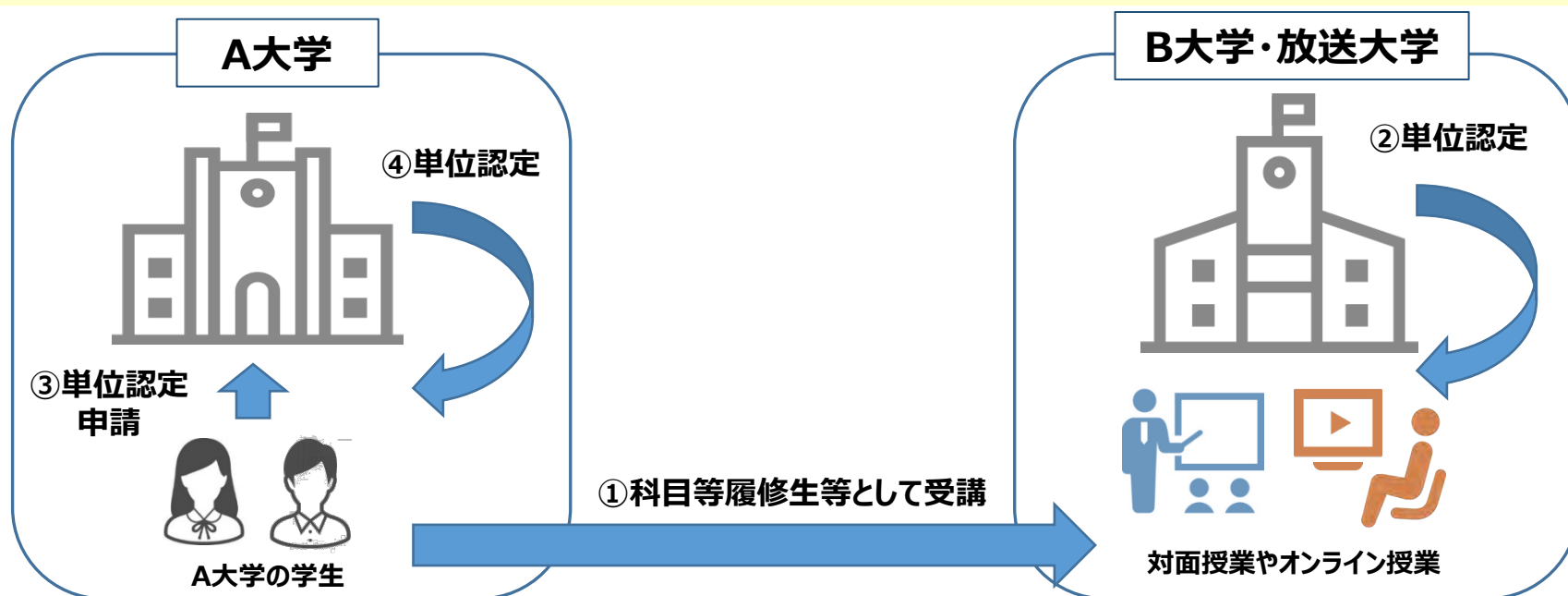
⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

## 質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け**等

# 他大学における学修を単位認定（単位互換）

- ✓ 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。  
※大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能
- ✓ 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていなくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。
- ✓ 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適應するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。

→ 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。

- ✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を发出する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

(学生が質保証に参画する仕組み)

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

## 全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質の水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革に繋げることが重要。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要**がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下（※）で作成し、各大学へ一括して示す。**

（※）2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で「**教学マネジメント特別委員会**」を設置。

### 《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善（カリキュラム編成の高度化）
- 教職員の資質の向上（FD・SDの高度化）等
- 教育方法の改善（シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用）

## 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、**大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表**する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について**教学マネジメント指針の中に提示**したりするなど、**情報公表を促進**する。

### 《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業者の進路の状況（就職率、就職先等）
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず**社会全体が効果的に活用**することができるよう、**全国的な学生調査**や大学調査を通じて、整理し、**比較**できるよう一覧化する機能を設けることが必要。



# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

## 本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要 ＜令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議＞

### ✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしようことを目的とする。

### ✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。
- ②第2回試行実施から短期大学を対象に加えることとする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。
- ③実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。
- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

### ✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持する。
- ②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

### ✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、選択式50問程度と自由記述2問程度で構成する（P2、3参照）。
- ②第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

### ✓ 論点5 公表方法について

- ①試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準（P3参照）は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う。なお、どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要である。
- ③試行実施の間においても、自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする。

### ✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

### ✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な当面の間は、文部科学省が主体となつて国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討する。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

## 「全国学生調査（第2回試行実施）」質問項目（案）※

- ※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目を追加予定
- ※ 【新規】【修正】は第1回試行実施からの変更点

### 問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどのくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

1. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
2. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。【新規】
3. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
4. 予習・復習など自主学習について授業やシラバスで指示があった。【新規】
5. 教員以外の者（アシスタントなど）が配置されており、補助的な指導があった。
6. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末テストは除く
7. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。【修正】
8. グループワークやディスカッションの機会があった。
9. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
10. 主に英語で行われる授業（語学科目は除く）があった。

### 問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

11. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目【修正】
12. 研究室やゼミでの少人数教育
13. （授業時間以外で）教員に質問や学習の方法を相談する機会【修正】
14. （授業時間以外で）他の学生と一緒に学習する機会【新規】
15. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職や進学相談）
16. インターンシップ（5日以上に限る）
17. 海外留学・海外研修（3か月以上）【修正】
18. 海外留学・海外研修（3か月未満）【新規】
19. オンライン留学【新規】
20. （学内で）自分とは異なる文化圏の学生との交流【修正】
21. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

### 問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。【修正】

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

22. 専門分野に関する知識・理解
23. 将来の仕事につながるような知識・技能【修正】
24. 文献・資料を収集・分析する力【修正】
25. 論理的に文章を書く力
26. 人に分かりやすく話す力
27. 外国語を使う力
28. 統計などデータサイエンスの知識・技能【修正】
29. 問題を見つけて解決方法を考える力
30. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力【新規】
31. 多様な人々の理解を得ながら協働する力【修正】
32. 幅広い知識、ものの見方
33. 異なる文化に関する知識・理解

### 問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。【新規】

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

34. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
35. 大学が卒業までに学生へ求める力（※）を理解している。  
※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
36. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
37. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
38. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
39. 知識やスキルを組み合わせ一つのものをつくり出す力（デザイン力）が必要だと感じている。
40. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
41. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について③

問5 今年度の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間はそれぞれどのくらいですか。【修正】

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

- 4 2. 対面授業（実験・実習含む）への出席【修正】
- 4 3. **オンライン・オンデマンド授業への出席【新規】**
- 4 4. 予習・復習・課題など授業に関する学習
- 4 5. 授業の予習・復習・課題以外の学習【修正】  
※学問に関する読書・ディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等
- 4 6. 部活動/サークル活動
- 4 7. アルバイト/定職
- 4 8. 就職に関わる活動 ※就職情報の収集、企業研究、就職活動等
- 4 9. 趣味/娯楽/交友
- 5 0. スマートフォンの使用 ※学習に使用している時間は除く

問6 大学での学びについて、御意見を自由に記載してください。

（自由記述）【修正】

問7 本調査について、御意見を自由に記載してください。

（自由記述）【修正】

※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目について、今後の大学・学生等の状況や感染症対策の状況等を踏まえながら、第2回試行実施までに検討する。

## 第2回試行実施 公表（集計）基準

### ○ 対象学部・学年の学生数が

「60人以上80人未満のとき、有効回答者数が30以上」

「80人以上200人未満のとき        "        40以上」

「200人以上600人未満のとき       "        50以上」

「600人以上のとき                   "        60以上」

### ○ 又は「（60人未満のとき）有効回答率が50%以上」

## 令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

### 主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

### 委員

奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
座長 河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
田中 愛治	早稲田大学総長
千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
服部 泰直	島根大学長
本山 和夫	学校法人東京理科大学理事長
両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長  
・総括研究官

※令和3年2月現在

※本資料の内容は第2回試行実施（令和3年末頃を予定）に向けて検討中のものであり、決定したものではありません。



# 学生による授業評価等に関するデータ



## ○授業評価に関する特徴的な取組



# マンチェスター大学の例

## ● 学生代表の意思決定への参画

### Current members of the Board of Governors

The Board of Governors of The University of Manchester features 23 members, with a majority made up of individuals who are not employed by the University.

Membership of the board is divided into five categories:

- + Category 1: ex officio members
- + Category 2: lay members
- + Category 3: members of the Senate
- + Category 4: members of staff other than academic or research staff
- + Category 5: student member

理事会23人のうち1人が学生代表

## ● 学生参画の多様な取り組み

全国共通以外にも大学独自のアンケート調査を実施

The screenshot displays several key initiatives for student engagement and quality assurance:

- Student Surveys**: Student Surveys, including Unit Surveys, NSS and PTES. (Read more >)
- Higher Education Achievement Report (HEAR)**: Information about the HEAR. (Read more >)
- Your say for your uni microsite**: The Your Say for Your Uni microsite contains information on how students can get involved in the University, and what has changed as a result. (Read more >)
- The Student Charter**: Information about the Student Charter can be found here. (Read more >)
- Student engagement in quality assurance and enhancement**: Information about how students can feed into quality assurance and enhancement at the University. (Read more >)

Eポートフォリオ

目安箱と改善

学生と大学との協定

内部質保証の取り組みへの学生の参画

<https://www.manchester.ac.uk/discover/governance/structure/board-governors/members/>

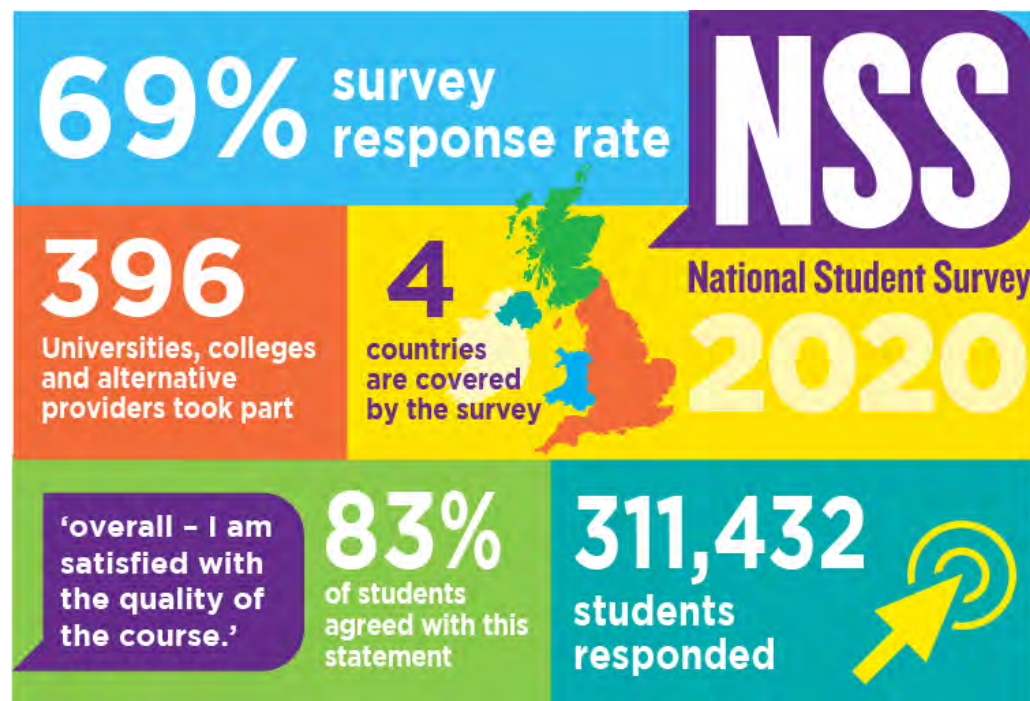
<https://www.staffnet.manchester.ac.uk/tlso/student-engagement/>



# 在学生への全国共通学生調査： National Student Survey

中央教育審議会大学分科会  
質保証システム部会（第5回）  
資料4（林委員提出資料）（抄）

- 英国全体の共通学生調査。  
学生局Office for Studentsが実施。
- 公的資金を受領している  
全ての高等教育機関の最終学年の学生31万人が回答。
- 8領域27の質問（次ページ）。  
大学ごとにオプションの追加質問を付けることも可能。
- 少人数コース以外の結果  
はDiscover Uniサイトにて公表（後述）。





(質保証を支える公財政支出)

# 高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

\* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

\* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

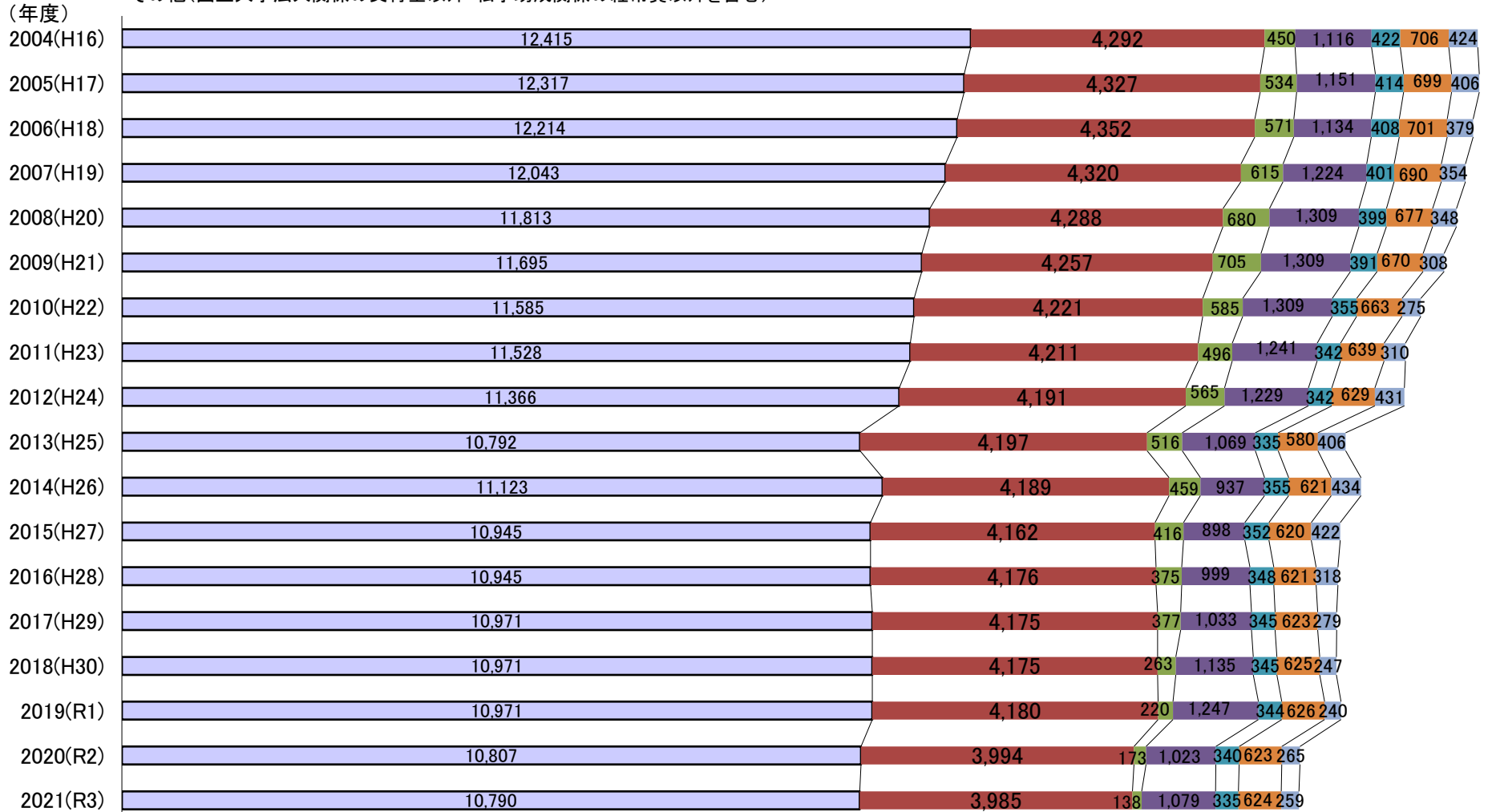
③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

# 高等教育関係予算の推移【H16～R3年度】

- 国立大学法人関係(交付金)
- 私学助成関係(経常費)
- 国公私補助金
- 大学等奨学金(JASSO交付金除く)
- 留学生関係経費
- 国立高専交付金
- その他(国立大学法人関係の交付金以外・私学助成関係の経常費以外を含む)



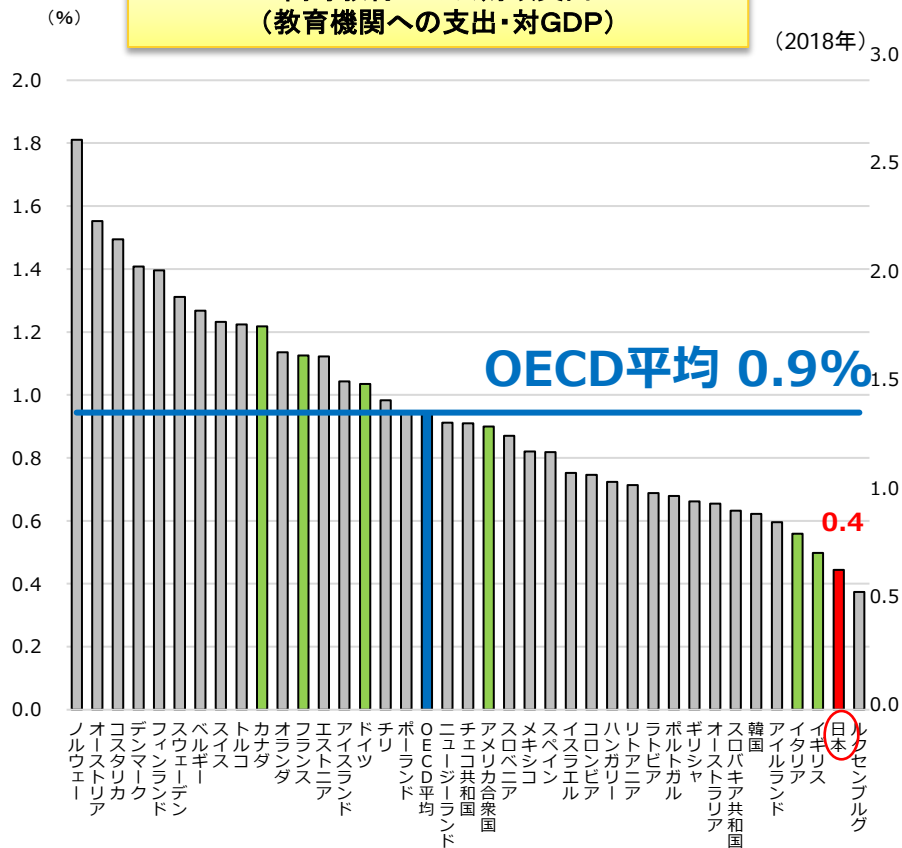
- (注1) H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。  
 (注2) 私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。  
 (注3) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。  
 (注4) 復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。  
 (注5) R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。

〔 R1年度:国立大学法人関係:30億円、私学助成関係:78億円、その他:57億円(船舶建造費) 〕  
 〔 R2年度:国立大学法人関係:28億円、私学助成関係:38億円、その他:57億円(船舶建造費) 〕

# 高等教育への公財政支出（対GDP比）

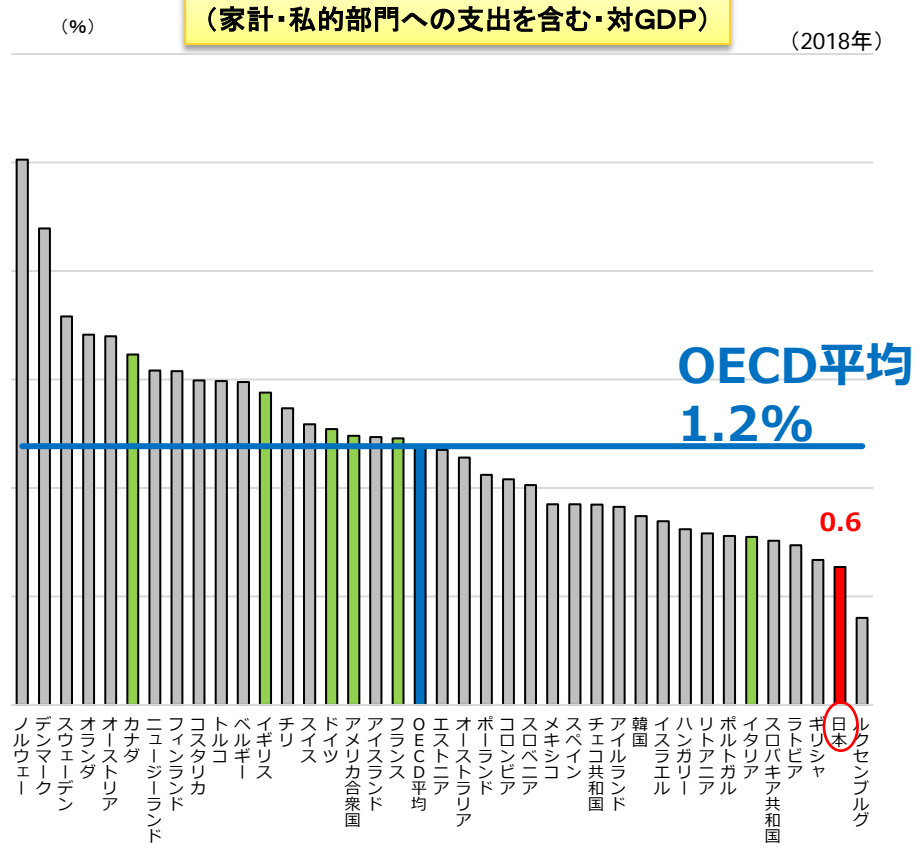
国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。

高等教育への公財政支出  
(教育機関への支出・対GDP)



※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。  
 ※分類不可（教育行政費等）を含まない。  
 注1：データはOECD加盟38カ国。  
 注2：「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。

高等教育への公財政支出  
(家計・私的部門への支出を含む・対GDP)

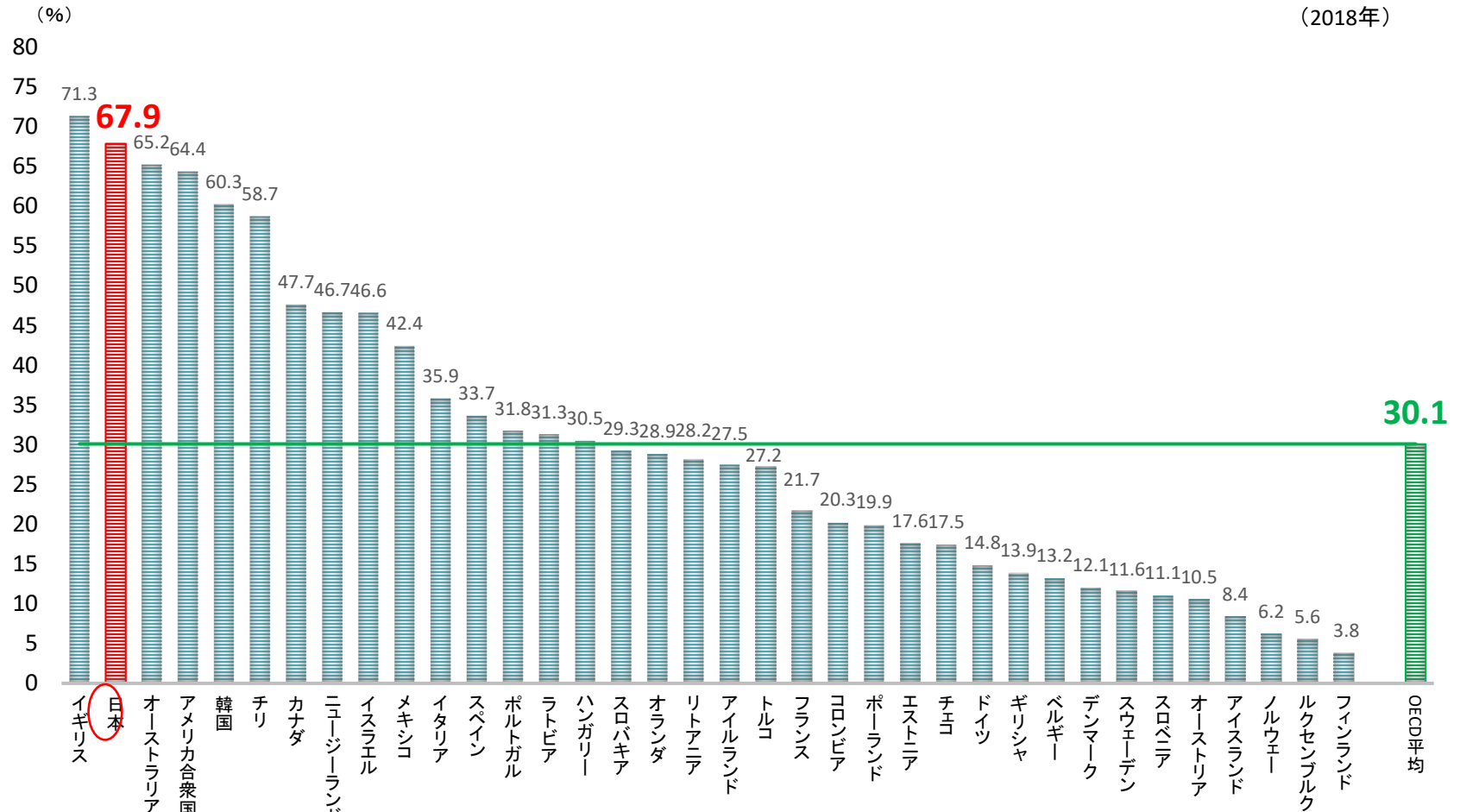


注3：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。  
 注4：我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。  
 注5：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

出典：OECD「Education at a Glance 2021（図表でみる教育2021）」

# 高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。



注1：OECD加盟38カ国のうち、スイス、コスタリカを除く。  
 注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。  
 注3：奨学金等の個人補助を含まない。  
 注4：我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典：OECD「Education at a Glance 2021(図表でみる教育2021)」